

## 9月9日本会議再開（第4日目）

1. 出席議員 13名
- |      |          |      |           |
|------|----------|------|-----------|
| 1番議員 | 小宮山 定彦 君 | 9番議員 | 朝 倉 国勝 君  |
| 2 "  | 大 森 茂彦 君 | 10 " | 滝 沢 幸映 君  |
| 3 "  | 山 城 峻一 君 | 11 " | 吉 川 まゆみ 君 |
| 4 "  | 祢 津 明子 君 | 12 " | 西 沢 悦子 君  |
| 6 "  | 大日向 進也 君 | 13 " | 塩野入 猛 君   |
| 7 "  | 玉 川 清史 君 | 14 " | 中 嶋 登 君   |
| 8 "  | 栗 田 隆 君  |      |           |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- |                 |          |
|-----------------|----------|
| 町 長             | 山 村 弘 君  |
| 副 町 長           | 宮 崎 義也 君 |
| 教 育 長           | 清 水 守 君  |
| 会 計 管 理 者       | 大 井 裕 君  |
| 総 務 課 長         | 臼 井 洋一 君 |
| 企 画 政 策 課 長     | 伊 達 博巳 君 |
| 住 民 環 境 課 長     | 竹 内 禎夫 君 |
| 福 祉 健 康 課 長     | 堀 内 弘達 君 |
| 商 工 農 林 課 長     | 竹 内 祐一 君 |
| 建 設 課 長         | 関 貞巳 君   |
| 教 育 文 化 課 長     | 長 崎 麻子 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹   | 鳴 海 聡子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 清 水 智成 君 |
| 総 務 課 長 補 佐     | 瀬 下 幸二 君 |
| 総 務 係 長 補 佐     | 宮 嶋 和博 君 |
| 総 務 課 長 補 佐     | 宮 下 佑耶 君 |
| 財 政 係 長 補 佐     | 竹 内 優子 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 細 田 美香 君 |
| 企 画 調 整 係 長     | 大 橋 房夫 君 |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 |          |
| 子 ど も 支 援 室 長   |          |
| 代 表 監 査 委 員     |          |
4. 職務のため出席した者
- |             |           |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 村 一 朗 君 |
| 議 会 書 記     | 柳 澤 ひろみ 君 |
5. 開 議 午前 9時00分

## 6. 議事日程

### 第 1 一般質問

- (1) コロナワクチン接種と感染状況についてほか 大日向 進 也 議員  
(2) 脱炭素（ゼロカーボン）について 塩野入 猛 議員  
(3) 性の多様性についてほか 山 城 峻 一 議員

第 2 議案第33号 令和3年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について

第 3 議案第34号 令和3年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第 4 議案第35号 令和3年度坂城町工業地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 5 議案第36号 令和3年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 6 議案第37号 令和3年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第 7 議案第38号 令和3年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長（小宮山君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎日程第1「一般質問」

**議長（小宮山君）** 最初に、6番 大日向進也君の質問を許します。

**6番（大日向君）** 改めましておはようございます。ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

6月定例会後より第7波と呼ばれるオミクロン株のコロナ感染が蔓延し、当町においても感染者数が最大で30人を超える日もありました。日常生活に落ち着きが戻りつつあると感じておりましたが、感染拡大により三度様々な制約を設けなければならない日々となっております。

また、他県に目を向けてみますと、この夏は記録的な大雨により甚大な被害を受けている地域もあります。台風19号の災害時の記憶が脳裏に呼び起こされる思いであります。ここ数年コロナ感染と天災が大きく重なり、人々の生活を圧迫しております。日々の行動や生活の備えについて意識を高めていかなければならないと感じることが多くなってまいりました。

今回は、コロナワクチン接種と感染状況についてと、9月は防災月間ということで町の防災についての質問を行ってまいりたいと思います。

それでは、1. コロナワクチン接種と感染状況について。

イ. ワクチン接種状況、何点かについてお聞きします。

1、11歳以下の接種人数と接種率はどのくらいでしょうか。

2、3回目接種、12歳以上20歳未満から10歳刻みで接種人数及び対象者に対する割合をお答えください。

3、4回目の接種が60歳以上の方を対象に行われております。接種人数及び対象者に対する割合はどのくらいでしょうか。また、基礎疾患のある方の接種人数についてもお聞きいたします。

4、4回目の接種は、事前に通知を出し、日時指定方式を取り行われております。ファイザー、モデルナ接種人数と割合はどのくらいでしょうか。

5、ワクチン接種に対して副反応等の報告はあったでしょうか。

ロ. 町在住のコロナ感染状況ということで、第7波はオミクロン株の感染が急速に拡大いたしました。当町における今日までの感染者数の年代別感染割合をお答えください。

ハ. 簡易抗原検査キットの配布について

本年6月定例会後、コロナ感染者が当町でも増えました。県の事業である簡易抗原検査キットは町でどのくらい利用がありましたか。

6月定例会にお聞きした以降、現在に至るまで利用状況をお答えください。また、どの年代での利用が多かったでしょうか。それにより感染とわかった事例があったでしょうか。

最後に検査キットを希望した理由にはどのようなものがあったでしょうか。

ニ. オミクロン株対応ワクチン接種について

町ではどのように進めていくのでしょうか。現時点でわかっている範囲でお答えください。

以上、質問といたします。

**保健センター所長（竹内さん）** 1. コロナワクチン接種と感染状況について、イ. ワクチン接種状況についてのご質問から順次お答えいたします。

新型コロナワクチン接種につきましては、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止と重症化予防を目的に予防接種法の臨時接種として位置づけられ、接種対象年齢や接種回数、接種間隔、ワクチンの種類など様々な変更が国から示される中で、随時対応しながら実施をしているところであります。

現在は、1、2回目の初回接種は12歳以上の方及び5歳から11歳の小児を対象とし、また、1、2回目の接種を完了し、一定期間を経過した12歳以上の方が3回目の追加接種を、さらに3回目の接種から5か月を経過した60歳以上の方及び18歳から60歳未満で基礎疾

患を有する方等に対し、4回目の接種を実施しております。

なお、9月6日に、5歳から11歳の小児へのコロナワクチン接種につきまして、2回目の接種から5か月以上経過後に3回目の追加接種を実施することが国において決定されましたので、今後接種の実施に向けた準備を進めてまいります。

ご質問の接種人数と接種率につきましては、いずれも8月末日現在の数字で申し上げますが、まず、5歳から11歳までの小児へのワクチン接種の状況は、対象者は713人で、1回目の接種人数は243人で接種率は34.1%、2回目の接種人数は237人で接種率は33.2%でございます。

続きまして、3回目接種人数は全体で1万900人で、接種率は82.4%でございます。年代別の接種状況につきましては、いずれも接種人数、接種率の順に申し上げますが、12歳以上20歳未満が637人で60.9%、20代が787人で63.8%、30代が855人で68.8%、40代が1,424人で79.7%、50代が1,586人で85.2%、60代が1,663人で91.6%、70代が2,216人で94.3%、80代が1,324人で92.9%、90歳以上が408人で89.5%という状況でございます。

次に、4回目接種につきましては、接種人数は全体で5,476人で、接種率44.1%でございます。60歳以上の方につきましては、接種人数4,863人で接種率80.4%、18歳から60歳未満の基礎疾患を有する方につきましては、医療従事者等が追加で対象となりましたので、医療従事者等も含めた数字でございますが、接種人数613人で接種率9.6%という状況でございます。

また、4回目の接種につきましても、3回目接種と同様にファイザー社ワクチンと武田/モデルナ社ワクチンの供給量に差があることが国から示されていたため、事前に希望するワクチンの意向調査を実施し、60歳以上の方につきましては、予約の混乱を避けるため、日時を指定させていただき、接種を実施してきたところでございますが、ワクチンの種類ごとの接種状況は、ファイザー社ワクチンが接種人数3,010人で接種者全体に占める割合は55%、武田/モデルナ社ワクチンが接種人数2,466人で割合が45%となっております。

次に、ワクチン接種に対して副反応の報告があったかのご質問ですが、接種後の発熱や接種部位の痛みといった一般的に多く見られるとされている症状につきましては、報告をいただいているため町では把握してはおりませんが、前回6月のご質問でお答えいたしました、接種後にしびれ等の症状と倦怠感などにより、入院や通院による治療、リハビリを行っていただいた方以外、新たな副反応の発生の報告は現在のところお聞きしておりません。

続きまして、ロ. 坂城町のコロナ感染者数と年代別の感染割合についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症は、感染力の強いオミクロン株B.A.5系統への置き換えにより、7月以降全国的に新規陽性者数が急激に増加し、県内におきましても、過去に経験のない

新規陽性者数が確認され、医療のひっ迫が懸念されたことから、8月8日付で全県に医療非常事態宣言が発出され、県が独自に定める感染警戒レベルは最高レベルの6とされました。

その後も新規陽性者数が過去最高となるなど、感染の拡大が続いたことにより、医療提供体制がひっ迫した状態となったことから、医療負担を下げ、真に医療が必要な方を守ることに協力を求めるため、8月24日に全県にBA.5対策強化宣言が発出されました。その後、強化宣言において目標とされていた確保病床使用率と新規陽性者数を減少に転じさせることが達成されたとして、9月4日にBA.5対策強化宣言は終了とされましたが、医療非常事態宣言は継続しており、引き続き感染の拡大防止と医療提供体制の負担を下げる行動が求められています。

町の感染状況につきまして、9月5日の県の発表資料による8月末日現在の数字で申し上げますが、町内において初めての陽性者が確認された令和2年8月から、これまで1,065人が陽性となり、このうち7月以降の第7波の陽性者数は645人で全体の60.6%を占めている状況で、オミクロン株BA.5系統の感染力の強さが表れている状況でございます。

町の7月以降の第7波における年代別の感染割合について、こちらも8月末日時点の数字でございますが、いずれも第7波の陽性者数及び全体に占める割合で申し上げますが、10歳未満が95人で14.7%、10代が87人で13.5%、20代が74人で11.5%、30代が79人で12.2%、40代が100人で15.5%、50代が56人で8.7%、60代が49人で7.6%、70代が43人で6.7%、80代が42人で6.5%、90歳以上が20人で3.1%という状況でございます。

続きまして、ハ.簡易抗原検査キットの配布についてお答えいたします。

町が配布している抗原簡易キットは、県が実施している抗原簡易キットを活用した陽性者の早期発見促進事業として実施しているもので、各市町村が住民の方へ配布をしたものでございます。

現在は予定数に達したため、配布は終了しておりますが、6月以降の配布状況を申し上げますと、申込みのあった45の方に配布をし、申込みの最も多かった年代は40代で全体の24%、次に10代、20代、30代がいずれも18%となっております。また、検査キットにより検査をした場合は、検査結果を町へ報告していただいておりますが、2の方が陽性であったとの報告を受けております。

なお、検査を希望された理由につきましては、検査を希望する方でしたら、どなたでもお申込みいただける事業であり、理由の確認を行っていないため、把握はできていない状況であります。

続きまして、ニ.オミクロン株対応ワクチン接種についてお答えいたします。

先般、新型コロナウイルスのオミクロン株に対応したワクチンを使用した追加接種の実施に

ついて国から通知がございましたが、接種対象につきましては、現在のところ初回接種を完了した12歳以上の方全員を対象とすることを想定するとされておりますが、今後、国により詳細が決定され次第、町民の皆様へ情報をお知らせするとともに、接種に向けて準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

**6番（大日向君）** ただいま、保健センター所長よりお答えいただきました。60歳以上のワクチン接種においては、日時指定方式が取られており、スムーズに進んでいることがわかりました。また、報道や県からの報告を見ましても、年代が下がるにつれて接種率が低下する傾向は依然として変化が見られないようです。ワクチンの有用性は理解できますが、対して接種による後遺症等の不安が拭えないのも心情としてはあるのではないのでしょうか。一日も早く治療に有効な薬品の完成が望まれます。

また、コロナ感染状況については、こちらも多い人数で推移しており、住民の約7%の割合で感染が発生していることがわかります。いつ誰が感染してもおかしくない状況であり、引き続き町としても感染予防の啓発と情報の発信を継続していただきたいと思っております。

オミクロン株対応ワクチンについては、報道等で流れている情報もございますが、詳細な情報が届きましたら、適宜町民の皆さんに向けて発信を行っていただきたいと思っております。

それでは、次の質問に入ります。

2. 町総合防災訓練と自主防災会の強化についての質問を行ってまいりたいと思っております。

イ. 総合防災訓練について何点かお伺いします。

1. 総合防災訓練について、今回重点を置いた点及び変更・改善された点はあったのでしょうか。

2. また、訓練を終えて新たな課題等は見えたのでしょうか。

3. 防災訓練は町内4か所において輪番で行われているため、該当しない年は訓練が行われておりません。その場合、防災に対して関心を持ってもらうために、町としてはどのような取組を行っているのでしょうか。

ロ. 企業との連携について

企業との災害時の連携や、もろもろの協定についての状況はどのようになっているのでしょうか。

ハ. 町地域防災計画について

本年、町地域防災計画の見直しを行ったとお聞きしております。何点かお伺いします。

1. 今回見直しがされた点はどのような部分なのでしょうか。

2. なぜ見直しが行われたのでしょうか。

3. 前回見直しを行ったのはいつでしょうか。

4. 防災計画の見直しの頻度は決まっているのでしょうか。

5、改定された計画内容の町民周知について、いつ頃どのような形で行っていくのでしょうか。

## 二、自主防災会の強化について

各地区に設置されている自主防災会の役割についての説明をお願いします。横町区では、本年地域づくり活動支援金を活用し、横町区災害等緊急時対応体制の確立と防災・減災意識啓発事業に取り組んでおります。内容といたしまして、区内の危険箇所の洗い出し、消防団員と連携し放水確認等消火設備の作動点検を行いました。また、8月に行われた総合防災訓練に倣い、同様の災害を想定した防災・減災訓練を行い、地域に密着した訓練を9月4日に実施いたしました。

各自主防災会においては、どのような取組が行われているのでしょうか。また、町としてそのような活動に対しどのような支援がなされているのでしょうか。

最後に、各自主防災会において様々な取組が行われていると思いますが、今回、横町区で行った内容で申し上げますと、消防団と連携した消火設備の確認や本部を設置しての防災訓練、区民の避難者名簿の新規作成を行っております。こういった事例を他地区に紹介し、展開させることで町全体の防災強化が図られると思いますが、町のお考えはどうでしょうか。

以上、質問いたします。

**町長（山村君）** ただいま大日向議員さんから、2番としまして町総合防災訓練と自主防災会の強化というご質問いただきました。私からは、イの町総合防災訓練についてお答えしまして、各詳細につきましては各担当課長からお答え申し上げます。

さて、先日8月28日、中之条区、四ツ屋区、戌久保区を対象に、坂城中学校を主会場としまして町総合防災訓練を実施しましたところ、3地区の自主防災会の皆さんをはじめ、消防団、各種団体、関係機関並びにご来賓の皆様約160名のご参加をいただきまして、災害などの有事に備え有意義な訓練が実施できましたことに、この場をお借りして御礼申し上げます。

初めに、今回の訓練で重点を置いた点ではありますが、今回の訓練では、令和元年東日本台風の経験を踏まえた大雨による水害や土砂災害等の災害対応という点に重きを置き、令和2年度の訓練から引き続き実施しているところであります。

また、今回の防災訓練における変更点・改善点とのご質問ではありますが、従来は文化センターを主会場として実施しておりましたが、今回は、同じく中核避難所である坂城中学校を会場として実施したところであり、異なる会場に応じた対応が図られたものと考えております。

また、今回新たに物資供給訓練を実施し、災害が発生した際に、各地区の避難所となる公民館や指定された箇所に物資を確実に届けられるよう、坂城中学校から各地区の指定箇所への土のうの運搬のほか、備蓄食料と飲料水を公民館へ供給する訓練について消防団に実施いただきました。

さらに、会場内の展示に関しましては、今回初めて、町で備蓄している災害対応用トイレ2種類の展示を行ったところであり、一般避難者向けのものとして、簡易テントで便座を覆い、省スペースであらゆるところに設置できるものと、よりテントが広く、車椅子を利用される方にもご利用いただけるものをご覧いただいたところでもあります。

次に、訓練を終え、新たな課題等は見えたかのご質問ではありますが、今回、特段の混乱なく開催できたところではありますが、今年度も過去2年と同様、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、訓練の参加者を限定して実施したことにより、訓練に参加できなかった住民の皆様への防災意識の普及啓発が十分だったかという点では懸念されるところであります。

住民の皆様に対しましては、今後におきましても、広報や防災行政無線等をはじめ、様々な機会を利用して防災意識の高揚と啓発を図ってまいりたいと考えているところでもあります。

続きまして、総合防災訓練が行われない地域の方への防災活動の取組に関するご質問ですが、防災訓練の対象地区となっていない地域の区長さんも今回の防災訓練にお呼びし、訓練の様子をご覧いただいたところでもあります。今後、ご覧いただいた訓練内容を各地区にお持ち帰りいただいて、ぜひとも各地区の防災訓練等にお役立ていただければと考えているところでもあります。

また、例年台風シーズンが訪れる前には、全区長さんを対象とした防災説明会を開催しているところであり、今年度におきましても、ハザードマップの見方や避難情報のポイント、避難行動フロー、避難情報発令のタイミングと放送内容、要支援者の対応などについてお話をさせていただいたところでもあります。

このほか、各地区において防災講習会等を実施していただいた際には、出前講座として町職員がそこに出向いて説明をさせていただくなど、様々な取組を通じて防災意識の高揚につながっているところでもあります。

災害の未然防止、被害の軽減を図るためには、住民の皆様の日頃からの災害に対する備えが必要であります。今後も家庭や地域、行政、関係機関の連携により、防災・減災に努めるとともに、自らの命は自らが守るという防災知識の普及と行動の周知徹底を図りながら、安心して住みよい、災害に強いまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

**住民環境課長（竹内君）** 私からは、ロの企業との連携についてのご質問から順次お答えいたします。

初めに、ロの企業との連携についてではありますが、地域防災力の向上に向けては、民間企業や各種団体との連携も重要であると考えているところであり、昨年度には、新たに4件の協定を締結いたしました。

一つは、住民が必要とする様々な災害情報をインターネットサイト上で集約・整理して提供するため、ヤフー株式会社様と災害に係る情報発信等に関する協定を締結し、二つ目が、災害

時における仮設トイレ・仮設事務所・簡易避難住宅の速やかな提供を可能とするため、三協フロンテア株式会社様と災害時における物資の供給に関する協定を締結したところであります。また、三つ目として、坂城町商工会様と危機発生時の支援活動に関する協定を、四つ目については、一般社団法人長野県建設業協会更埴支部様と災害時における応急対策業務に関する協定を締結したところでございます。

これまでに、町内外の関係団体や民間企業等との間で、合わせて21件の災害時の応援・協力協定を締結し、有事に備えているところでございます。

今後におきましても、企業が持つ施設や資機材などは、救助活動や救援物資、避難などにも役立てられることから、日頃から企業との情報交換をはじめ、地域防災力の向上に向け、地元企業などとの新たな連携についても研究してまいりたいと考えております。

続きまして、ハの町地域防災計画につきましてお答えいたします。

町地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、坂城町防災会議が作成するもので、町、関係機関、町民の皆様などがその全機能を発揮し、相互に有機的な関連を持って町の地域に関わる災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することによって、町民の皆様方の生命・身体・財産を災害から守ることを目的としております。

ご質問に沿いまして、まず、改定の主な内容といたしましては、令和3年5月20日に施行され運用が始まりました改正災害対策基本法による避難勧告の廃止と避難指示への一本化をはじめとした対応のほか、これに伴う適切な避難行動の普及に関する修正、そして新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所の感染症対策などに関する見直しを行うとともに、同報系及び移動系防災行政無線の運用開始、有線放送電話の廃止に伴う変更といった町独自の修正も行うこととしております。

また、これまで計画に定められていた「風水害対策編」、「震災対策編」、「大規模な火事災害対策編」、「林野火災対策編」、「原子力災害対策編」の五つの項目に加え、「その他災害対策編」といたしまして、雪害対策、航空災害対策、道路災害対策、鉄道災害対策、危険物等災害対策についての項目を新たに加えることとしたところでございます。

見直しの理由につきましては、平成27年の一部改定以降、熊本地震や平成30年7月豪雨災害、令和元年東日本台風災害などの大規模な災害が発生したことを踏まえ、関係法令や国の防災基本計画及び県地域防災計画が修正されたことから、それらとの整合性を図り、より実効性のある計画とするため改定を行うものでございます。

これまでの改定の経過についてであります。平成23年に全面改定を行い、平成25年に「原子力災害対策編」の新設等による一部改定、平成27年に災害時要救護者（同日「要援護者」に訂正あり）計画の修正に伴う一部改定を行ったところでございます。

計画の見直しの頻度につきましては、特段の規定はなく、今後も関係法令の改正や国の防災

基本計画、県地域防災計画の修正状況を見ながら必要に応じて見直しをしてまいりたいと考えているところであります。

改定された計画案の周知につきましては、先月開催しました町防災会議におきまして修正案のご承認をいただいたところであり、今後、県への法定修正報告を経まして、今月中をめどに町ホームページ上で公開し、町民の皆様にご覧いただけるよう進めてまいります。

続きまして、二の自主防災会の強化についてお答えいたします。

自主防災会の役割につきましては、自分たちの地域は自分たちで守るという共助の精神に基づき、日頃から地域内の安全点検や住民の皆様への普及啓発、防災訓練や防災講習会の開催など、自主的な防災・減災活動の取組が行われており、地域の防災力の向上に非常に重要な役割を担っていただいております。

その一つが、ご質問にございました横町区さんをはじめ、多くの地区で取り組んでいただいている地域づくり活動支援事業であります。各区がその中で行っている内容といたしましては、防災力アップに向けた啓発事業をはじめ、区独自の避難訓練や応急避難所の整備、防災資機材の整備など、各地区の実情に合わせ、創意工夫をいただきながら積極的な取組が行われているところであり、町といたしましては、こうした取組に対して、必要に応じて協力や助言など様々な支援に努めてまいりたいと考えております。

また、全地区の区長さんにお越しいただき、毎年開催している防災説明会をはじめ、各地区で開催する防災講習会に町職員が伺っての出前講座や、消防署・消防団による講習会や訓練などの実施のほか、県自主防災組織リーダー研修会へのご案内など、各種の取組についても行っているところでございます。

最後に、各自主防災会で取り組まれている対策を他地区へも紹介し、町全体の防災強化につなげてはどうかとご質問でございますが、各地区で創意工夫して実施していただいている取組を他地区にも展開し共有することは、ご質問にもありましたように、町全体の防災力・減災力の向上につながる非常に大切なことであると認識をしております。

過日、全区長さんにお集まりいただいた防災説明会の際にも、先進的な取組をされている地区の区長さんから、地域づくり活動支援事業の事例を紹介していただいたところでございます。今後も、こうした情報共有の場を設け、地域の取組や課題をお伺いする中で、地域における自助、共助に向けた取組を支援し、町全体としての防災力の向上につなげてまいりたいと考えております。

失礼しました。先ほどの答弁の中で、平成27年の災害時要救護者とお答えしましたが、要救護者の誤りでございます。訂正しておわびを申し上げます。

**6番（大日向君）** ただいま、町長、担当課長よりお答えいただきました。今回行われた総合防災訓練について、昨年の訓練同様に台風19号災害を踏まえた内容で行われたということがわ

かりました。昨今、線状降水帯による風水害が多くなっており、台風災害だけではなく、集中的な降雨により未曾有の災害が発生しやすくなっています。他県で発生しているそのような災害時に問題となった事案を基に、当町においても訓練内容の追加等の検討をいただきたいと思っています。

また、町地域防災計画において、7年ぶりの見直しが行われたとのことでした。計画の概要として、町民の生命と財産を守るとされており。このように策定された計画が町民の皆様幅広く浸透することが最終的には町の防災力につながるのではないかと思います。防災計画の浸透とともに、各地域に置かれている自主防災会がより強固に機能できるよう、引き続き町の各関係部門と密に情報共有がなされるよう願っております。

防災訓練は大人のみで活動されており、子どもたちの防災活動は、小中学校における避難訓練にて地震と火災の発生を想定して行われているのみと思います。災害は日中だけ起こるわけではなく、様々な要因が重なり想定外のことが起こり得ます。自助、共助、公助の観点から、子どもから年配の方まで広く防災の意識を高められるよう、様々な年齢の人が参加できるような訓練を考えてみてはいかがでしょうか。

それでは、ちょっと2点ほど再質問を行いたいと思います。

今回、総合防災訓練を終えて、参加された方から意見を聞くなどを行い、次の訓練への反映を行っていく必要があると思いますが、考えはどうでしょうか。

現在、町で備蓄されている防災用品について、水や長期保存食があるかと思いますが、備蓄品の入替えのタイミングはどのようにされているのでしょうか。また、入替え対象となった備蓄品の処分方法についてはどのようになっていますか。食料品等は期限を残して入れ替えることもあるかと思うのですが、現在、町では社協等でフードバンクが設けられているが、そのような場所への提供等を行っているのでしょうか。再質問いたします。

**住民環境課長（竹内君）** 再質問にお答えいたします。

初めに、今回の防災訓練に参加された方から意見を聞くなど、次の訓練への反映を行っていく考えについてであります。ご質問のとおり、防災訓練においては、実施することはもちろんのこと、その反省を生かして問題点があれば改善し、町の災害対策を構築していくことが非常に大切であると考えております。

例年、訓練参加者のうち、関係機関や町職員及び消防団員に意見を求め、いただいた多くの意見を反映させながら訓練内容を改善し、次年度以降の防災訓練につなげているところでございます。また、今回の総合防災訓練の対象となった中之条、四ツ屋、戌久保区の各区分長さんには、地区の皆様から訓練に関するご意見、ご感想などをお伺いするよう予定しているところでございます。

続きまして、町の備蓄品の入替えのタイミングはどのようにしているか、また入替え対象と

なった備蓄品の処分方法であります。備蓄食料品に関しては、賞味期限をそろって迎えることがないよう、計画的かつ定期的な購入計画を立て、数量や在庫を一元管理しつつ、町内3か所の防災倉庫や中核避難所になっている小中学校に適正に備蓄しているところでございます。

入替え対象となった備蓄品の処分方法につきましては、賞味期限が数か月残っているものに関しては、生活困窮者等への支援として、町社会福祉協議会をはじめ、県のフードバンクや保健センターに提供するほか、防災教育の観点から、教育委員会を通じて町内児童館に提供しております。

また、住民の皆様の備蓄食料品への理解を深めるため、町総合防災訓練や各自主防災会主催の防災訓練、防災講習会などにも提供しております。

そのほか、賞味期限等を迎えた飲料水につきましては、一部断水時のトイレ用などの生活用水に利用できるため、引き続き備蓄しているところでございます。

**6番（大日向君）** 担当課長より再質問の答弁がありました。区長会等で聞き取りが行われているとのことでしたが、総合訓練には様々な方がいらっしゃっています。私たち議員もそうですが、町職員も多く参加しております。各地区よりご参加いただいている町民の方々とコミュニケーションを取ることでささいな問題も吸い上げることができ、有事の際に惨事にならず、未然に防げるかもしれません。今後の総合防災訓練に生かしていただけたらと思います。

また、備蓄品についても無駄なく利用されていることがわかりました。引き続き備蓄の回転が無駄なく行われるよう管理等をよろしく願いいたします。

以上で一般質問を終わりとさせていただきます。オミクロン株対応ワクチン接種が開始されるということです。感染蔓延等を考えますと、多数の方に接種いただくことで感染率の低下や重症化の回避等につながるかと思われます。日々様々な情報が発信されております。ワクチンの有効性や安全性を含め、町民の皆様に正しい情報が隅々まで提供されるよう、引き続き対応をお願いいたします。

また、台風災害が懸念される季節となってまいります。災害が発生しないことが一番の望みではございますが、防災訓練で行われた対応等が有事の際に迅速に発揮できるよう、各関係機関との連携を取っていただくようお願いし、私の一般質問を終わります。

**議長（小宮山君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前 9時44分～再開 午前 9時54分）

**議長（小宮山君）** 再開いたします。

次に、13番 塩野入 猛君の質問を許します。

**13番（塩野入君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、これより一般質問をいたします。

1. 脱炭素（ゼロカーボン）について

地球温暖化などを背景に脱炭素社会の構築に向けた取組が急がれています。2020年10月、我が国は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする2050年ゼロカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。また、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減を目指すこと、さらに50%の高みに向け挑戦を続けることを表明しました。

一方、長野県は2019年12月に都道府県として初めて気候非常事態宣言をし、2050年度までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすると表明しました。そして、本町を含む長野地域連携中枢都市圏9市町村では、本年2022年2月、圏域として2050年二酸化炭素排出実現ゼロを目指す2050年ゼロカーボン宣言を発出しました。そこで、これから脱炭素（ゼロカーボン）について、順次質問をいたします。

#### イ．脱炭素への取り組み

坂城町は、2050年ゼロカーボン宣言を長野地域9市町村共同で発出した中で、これまでも坂城スマートタウン構想での企業の電力使用量の見える化によるピークカットや、役場駐車場屋根への太陽光パネルの設置などを進めてきています。こうしたことも含めて、町として今日までどんな取組をされてきたか、具体的に実績を含めてお聞きをいたします。

我が国においては、気象変動問題は岸田総理が掲げる新しい資本主義実現により克服すべき最大の課題と位置づけ、環境省の和田事務次官が2050年カーボンニュートラル目標に向け、2030年までを勝負の10年と言い切っています。しかし、これも国だけでできるわけではありません。国からの脱炭素地域づくりに向けた町などへの具体的な支援、要望などの取組に向けた指示や依頼などは出されているのでしょうか。

長野県気候非常事態宣言の下に気候危機突破方針、気候危機突破プロジェクトなど、ゼロカーボン戦略が動き出しています。また、県議会議員提案の長野県脱炭素社会づくり条例が2020年10月に施行され、2050年度までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする目標が設定されました。これらによる県と町との行動の取組は、今どんなような状況でしょうか。

次に、長野地域の9市町村で発出した2050年ゼロカーボン宣言による脱炭素事業を共同で創出、実施し、圏域全体で脱炭素化の推進へ向けた取組は今なされているのでしょうか。伺います。

#### ロ．脱炭素への対策

基本計画には、再生可能エネルギー、省エネルギー、二酸化炭素排出削減の三本柱による対策の推進が示されております。しかし、これを実施計画で見ますと、巻頭の町長挨拶文には、2050年ゼロカーボンに向けた取組を推進と、このように記されているにもかかわらず、実施計画の中にはスマートタウン構想事業に盛り込まれた、この4年度に自立・分散型エネルギー設備を南条小学校へ導入することと、あとは住宅用設備設置補助だけであります。これでは

2050年にゼロカーボンの達成は程遠く、もっと力強い対策が必要と思うが、取組の強化についてのお考えをお聞きいたします。

本町は工業の町の歴史から、ものづくりのまち坂城としても発展してきました。このたび「坂城町平成の産業史」を発刊されて、第2章工業では、製造業を中心に平成の力強い企業の社歴が記されています。また、帝国データバンクがまとめた県内機械系製造業の2021年度の売上高上位50社には、坂城町から5社もランキングされています。

脱炭素に向けては、こうした企業や事業所が果たす役割は大きな要素であります。工業の町、そしてものづくりのまち坂城という特性からの対策についての考えをお聞きいたします。

脱炭素に向けたもう一つの鍵は、町民や事業所など町全体における認識の向上であります。基本計画には、再生エネルギーの情報提供啓発や省エネルギー行動の促進に向けた普及啓発などがうたわれていますが、これをどう進めていくのかが肝心であります。認識や意識を高めていく対策をどのようにお考えかお聞きいたします。

一方、次世代を担う子どもたちへの脱炭素をはじめとした環境教育も大切です。各学校には大型の防災蓄電池も設置されていますが、脱炭素、環境教育に向けた教育委員会の対応について伺います。

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項で、地方公共団体実行計画の策定が義務づけられています。松本市では総合計画第11次の基本計画の重点戦略にゼロカーボンがうたわれ、それにより松本市のゼロカーボン実現条例が策定され、その第7条には「実行計画を策定しなければならない」というふうに書かれています。今のところ、県内では、この実行計画を策定している市町村はそう多くはないというようでありすけれども、法律で義務づけられている実行計画の策定についてのお考えを伺います。

一方、脱炭素と強く関連する長野県環境基本条例第4条には、市町村の責務として、「市町村は、県の施策に協力するとともに、環境の保全に関し、当該市町村の自然的、社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施しなければならない。」というくだりがあります。このくだりを町はどのように捉えているのでしょうか、伺います。

#### ハ．目指す目標

初めに、基本計画には二つの目標値が示されています。一つは町内における太陽光発電容量を1万6千キロワット、それからもう一つは各家庭への蓄電池導入件数を261件にすると、こういうものであります。目標値はどんな方法、算出で定められたのか。特に蓄電池導入件数は一の桁まで細かく出されていますので、その算出の根拠をお聞きいたします。

坂城町第6次長期総合計画基本構想の計画期限は2030年度までの10年間です。国でも2030年度までに温室効果ガスを2013年度から46%削減を目標とする具体的な方向づけが示され、和田事務次官も、先ほど申し上げたように2030年までは勝負の10年と、こ

う言っております。町としても国のような目標期限、2030年までのゼロカーボンの目指す目標を具体的に示してほしいと思いますが、お考えをお聞きします。

そして最後に、国や県が期限を定めて脱炭素の目指す目標に向かう極めて重要な課題に対する町側の思いを伺います。

**町長（山村君）** ただいま、塩野入議員さんから脱炭素（ゼロカーボン）についてということで多岐にわたるご質問をいただきました。また、先ほど伺いましたら、今日は故羽田孜さん由来のクールビズウエアをお召しになってご登場ということで、大変意気込みを感じるところであります。

さて、私からは、イの脱炭素への取り組みのうち、町全体の今日までの取組状況と、ハの目指す目標のうち2030年までに目指す目標、及び極めて重要な課題に対する思いについてお答えし、そのほかの項目につきましては担当課長から答弁させます。

さて、地球規模での平均気温の上昇による災害の頻発化、激甚化が問題視される中、平成27年、2015年にフランスのパリで開催されました第21回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組としてパリ協定が採択されました。

協定では世界共通の長期目標として、産業革命前からの平均気温の上昇を2度より十分低く保つことが定められるとともに、国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の特別報告書において、気温上昇を1.5度に抑えるためには、2050年までにCO<sub>2</sub>の排出量を実質ゼロにすることが必要であると報告され、全世界において2050年ゼロカーボンを目指す動きが高まりました。

日本では、令和2年、当時の菅総理大臣の所信表明演説において、2050年までにカーボンニュートラルを目指すことが宣言され、また、長野県においては、国より1年早い令和元年に気候非常事態宣言と、2050年には二酸化炭素排出量を実質ゼロにする決意を発出しております。

当町におきましては、これまでも再生可能エネルギーの導入推進やごみの排出抑制、緑化の推進などの取組も含め、温室効果ガスの削減による地球温暖化対策を進めており、その効果をより高めるため、バイオマス利活用推進や再生可能エネルギー設備等の普及促進など、脱炭素に資する事業で複数連携をしてきた長野圏域において、共同で2050年ゼロカーボンを目指す包括的な宣言を今年の2月に行ったところであります。

さて、ご質問のイ．脱炭素への取り組みの町全体の今日までの取組状況といたしましては、二酸化炭素の排出削減だけでなく、吸収量拡大の取組も併せて複合的に行ってきたところであります。

具体的に、二酸化炭素排出量削減の分野では、平成16年度には地球温暖化対策を進めるた

め、坂城町地域新エネルギービジョンを策定し、平成23年度には一般社団法人新エネルギー導入促進協議会のスマートコミュニティ構想普及支援事業の補助を受け、省エネルギーやエネルギーの地産地消など、町全体でのエネルギーの効率的利用を進めるスマートタウン坂城の構築に向けた調査を実施してまいりました。

こうした取組の中、平成22年から継続して住宅用太陽光発電設備の導入に対する支援を行い、この支援を受けた発電容量の累計は2,200キロワットを超えるまでになっております。

また町でも、平成17年度の南条保育園を皮切りに、21年度は食育・学校給食センター、24年度は村上小学校、27年度は南条小学校、29年度は役場庁舎、そして令和3年度は坂城小学校にそれぞれ太陽光発電設備を整備し、率先して再生可能エネルギーの導入に取り組んでまいりました。

そのほか、役場庁舎には平成21年度に電力のモニターを設置し、ピークカットなど省エネに努めるとともに、25年度には、木材が吸収したCO<sub>2</sub>量とその木材を燃焼させたときのCO<sub>2</sub>排出量が等価であるとするバイオマスボイラーを整備し、また、30年度には庁用車に電気自動車を導入し、役場に整備した太陽光発電パネルで発電した電気により充電をし、運用してまいりました。

また、テクノさかき工業団地内の企業や信州大学にご協力をいただく中で、スマートメーターを用いた電力使用の把握・分析から最適化を図る実証実験を通じ、省エネに対する意識の醸成が図られたことは大きな成果であったと感じております。

エネルギー以外の分野におきましても、ごみの減量化と二酸化炭素排出低減の関連性について啓発する環境教育を継続して実施するとともに、資源物の回収機会の充実などの取組も含めた可燃ごみ削減のため、平成22年度からはサンデーリサイクルを始め、30年度には役場駐車場に紙資源リサイクルボックスを設置したところであります。

また、町が継続して行っている松くい虫防除対策事業による松林の保全や、町内の緑化推進のための苗木の配布、植育樹祭による森林保全の普及活動などは、豊かな自然を守り、緑を増やすことによるCO<sub>2</sub>の吸収量拡大に資する取組となっているところであります。

さらには、今年から実証実験の始まりました乗合タクシー事業は、町循環バスと併せて利便性の高い地域公共交通を整備することで、交通手段の確保と同時に自動車などから排出される温室効果ガスの排出抑制も期待がされるところであります。

次に、ハの目指す目標について、国においては昨年10月に、2050年カーボンニュートラルに向けた中間目標として、2030年度に温室効果ガスを2013年度比46%削減することを目指す地球温暖化対策計画が閣議決定されました。

また、県においては、今年5月に改定されたゼロカーボン戦略において、2030年度に温室効果ガスを2010年度比60%削減することを目標に掲げるなど、基準年度や削減目標に

についても国とは異なる目標を設定しているところでもあります。

一方、町における具体的な目標の考えであります。町内の温室効果ガスの排出量につきましては、各家庭や企業などの省エネルギー化等の取組によるCO<sub>2</sub>削減量を計測することは非常に困難であります。

そのため、具体的な中間の数値目標は定めませんが、町では先ほど申し上げました様々な取組の継続や拡充、新たな取組の検討などを通して、2050年ゼロカーボンという最終目標達成を目指してまいりたいと考えております。

最後に、脱炭素という極めて重要な課題に対する町の思いのご質問であります。町は県の気候非常事態宣言にもいち早く賛同を示し、令和3年2月には町が行う脱炭素化の取組をより効果的なものとするため、長野圏域全体で2050年のゼロカーボンを目指す包括的な宣言を行うことを構成市町村長に対し提案してまいりました。

そして今年の2月には圏域共同でのゼロカーボン宣言が実現したところであり、国や県と同様に、脱炭素は町としましても非常に重要な課題であると考えているところでもあります。

今後につきましても、国や県、広域圏での連携を取りながら、地域全体の脱炭素を図るとともに、個人や家庭、民間企業などの取組を後押しできる仕組みの検討など、2050年ゼロカーボンに向けた取組を推進してまいりたいと考えております。

**企画政策課長（伊達君）** 脱炭素（ゼロカーボン）についてのご質問について、初めにイ．脱炭素への取り組みのご質問の国からの取組の指示や依頼の状況についてから順次お答えをいたします。

昨年4月、国では2030年度において、温室効果ガスについて2013年度比46%削減を目指すことを表明し、10月には目標達成に向けた国の道筋を描いた地球温暖化対策計画が閣議決定されました。

一方、地方公共団体に関しましては、地球温暖化対策の推進に関する法律において、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講ずることとされ、具体的には、国の地球温暖化対策計画に即して、地方公共団体の温室効果ガス削減計画を示す地方公共団体実行計画を策定するよう求められております。

また、指示や依頼ではありませんが、昨年度実施をいたしました坂城小学校の太陽光発電設備と蓄電設備の整備では、脱炭素を進めるための国の支援メニューの一つである二酸化炭素排出抑制事業費等補助金を活用し、事業を実施したところでございます。

次に、長野県と町との行動の取組状況であります。今年度は、県が行っている既存住宅への太陽光発電システム及び蓄電システムの設置への支援事業や太陽光発電システムの共同購入事業について、町でも窓口へのチラシの配置やホームページを通じての広報など、事業の周知に協力をしているところでもあります。

町では令和2年3月、前年の12月に県が行った気候非常事態宣言に賛同しており、今後も2050年ゼロカーボンの達成に向けて協力的な取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、長野地域9市町村の取組につきましては、今年度も7月に担当者会議を開催し、これから共同で行っていく事業について協議を進めているところで、具体的な内容や時期につきましては、連携市町村の中で調整を図り、実施のスケジュールが明確になったタイミングで町民の皆様にも広くご案内をしてまいりたいと考えております。

次に、ロ．脱炭素への対策のうち、ゼロカーボン達成に向けた取組強化につきましては、ご質問にもございましたとおり、町の長期総合計画第4章第6節において、一つとして再生可能エネルギーなど新たなエネルギーの導入推進、二つ目として省エネルギーの推進、三つ目として二酸化炭素排出削減の推進の三つの項目を位置づけております。

その中でも導入を進めることとしております公共施設への再生可能エネルギーを活用した発電設備につきましては、昨年度策定した実施計画でも、令和6年度に南条保育園の太陽光発電設備の更新などを計画しているところで、公共施設では一般の住宅に比べまして大きな容量の太陽光発電設備の設置による効果的な再生可能エネルギーの活用が期待できることから、今後も積極的に設置の検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、ゼロカーボンに向けては町長からも答弁をいたしました。エネルギーに関する取組だけでなく、ごみの減量化や、人や社会・環境に配慮した消費行動・エシカル消費の啓発、利便性の高い地域公共交通の整備などの取組による温室効果ガスの排出抑制、松くい虫対策による松林の保全や緑化推進のための苗木の配布、植育樹祭による森林保全の普及活動など、豊かな自然を守り、緑を増やすことによるCO<sub>2</sub>吸収量の拡大など多岐にわたる取組を実施しているところで、今後も、二酸化炭素排出量の抑制と同時に、吸収量を高めることで2050年までに排出量の実質ゼロを目指し、国や県の動向、社会情勢などを的確に捉えた取組の強化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、工業の町、ものづくりのまちの特性からの対策の考えについてであります。製造業の盛んな当町では、工業用機械が数多く稼働し、日常的にエネルギー需要が高い特性がありますが、企業の発展に伴う事業規模拡大など、さらなるエネルギー需要が生まれることも想定されます。

そうした中、昨年の「さかきモノづくり展」においては、町内企業が既に脱炭素社会に向け製造過程や新たな製品の開発など独自の努力や取組を進めていることが報告されるとともに、2050年ゼロカーボンを達成するため、さかきテクノセンター、町商工会、テクノハート坂城協同組合が環境にやさしいモノづくり共同メッセージを発出し、町内の民間事業所も含めた脱炭素社会を目指す機運が高まっているところでございます。

町といたしましても、クリーンエネルギー化・省エネルギー化を推進する国・県等の支援情報を町ホームページに掲載するとともに、テクノセンターと協力し、町内企業の皆様にご活用いただけるタイムリーな支援事業の情報提供などを行っており、今後も官民が協力してゼロカーボンに向けた取組が進められるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、町全体での認識や意識を高めていく対策の考えにつきましては、これまでも住宅用スマートエネルギー設備導入事業補助金を活用して設置された設備の実績を町ホームページや「広報さかき」でお知らせしているほか、町公共施設において発電されている太陽光発電の発電量や、省エネ、クールシェアについても町ホームページで紹介するなど、町民の皆さんが脱炭素の取組を身近な事柄として感じていただけるよう、情報の発信に努めているところであります。

今後も、ゼロカーボンにつながる取組の情報を適切にお伝えするとともに、徐々にイベントなども再開されてきておりますので、そうした場を活用しての啓発についても検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、地方公共団体実行計画策定についてであります。地球温暖化対策の推進に関する法律において、「地方公共団体の事務及び事業に伴う、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画を策定するものとする。」と規定され、策定が義務づけられているところであります。

計画の内容につきましては、計画期間、目標値、取組の内容などを定めることとされており、地方公共団体の事務及び事業において排出される二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量の削減等を推進するものであります。

策定についての期限は設けられているものではありませんが、国ではその策定率を2025年度までに95%、2030年度までに100%とすることを目指すとしていることから、当町といたしましても、早期の策定に向けて作業を進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、県の環境基本条例第4条で定める市町村の責務についてどう捉えるかのご質問であります。県条例は自然と人が共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる郷土を築くために制定されたもので、第4条において「県の施策に協力するとともに、(中略)市町村の自然的、社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施しなければならない。」とされております。

町におきましても、健康で文化的な生活環境を確保することを目的とする町生活環境保全条例において、本町の良い自然環境及び社会環境の保全をし、総合的な施策を実施することを町の責務と位置づけており、開発行為の制限や緑化の推進、公害防止などに取り組んでいるところであります。

最後に、ハ、目指す目標の町総合計画前期基本計画の二つの目標値の算出根拠についてお答えをいたします。

まず、町内における太陽光発電容量1万6千キロワットにつきましては、県が気候非常事態宣言の理念を具現化するために、令和2年に気候変動対策の基本的な方針として定めた気候危機突破方針において、2050年度の再生可能エネルギー生産量を2016年度比で3倍以上に拡大するとされたことを受け定めたものであります。

具体的には、2016年に8,420キロワットでありました町内の太陽光発電容量について、2050年に3倍以上を目指す中で、2050年に向けた後半では、設備の新規設置は緩やかに推移するものと仮定をし、まずは2025年、令和7年でありませけれども、2025年までの目標を1万6千キロワットとしたものでございます。

また、各家庭への蓄電池導入件数261件につきましては、エネルギーの効率的利用と災害時への備えを推進するため、国による住宅用の太陽光発電設備に係る固定価格買取制度の期間が10年であることから、過去に町の補助制度を利用して太陽光発電設備を整備した方の買取制度の終了に合わせ、売電から蓄電への移行を促進したいと考え定めたものでございます。

具体的には、令和2年から目標年次の令和7年のそれぞれ10年前に町の補助制度を利用して整備された太陽光発電設備の件数を把握し、おおむね半数の方が蓄電への移行を想定した値に、毎年度の新規設置分の値を加えて算出したというところでございます。いずれの目標値もかなり高い数値を掲げており、達成に向けてはさらなる取組が必要であると考えているところでございます。

繰り返しになりますが、ゼロカーボンの達成に向けては、個人や家庭のほかあらゆる組織や機関が共通の認識を持って、連携して取組を進めることが重要であり、町におきましても、排出量の削減と吸収量の拡大に向け、エネルギー分野のほか、全庁横断で多角的・多面的な取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

**教育文化課長（長崎さん）** 脱炭素（ゼロカーボン）についてのロ、脱炭素への対策についてのうち、環境教育の対応についてのご質問にお答えいたします。

地球温暖化などの環境問題は深刻な問題となっており、次世代を担う子どもたちへの脱炭素をはじめとした環境教育が重要であると考えております。小中学校における環境教育については、新学習指導要領の中で各教科において広く示されており、児童生徒の発達段階に応じて学習しているところでございます。

各学校の取組として、SDGsを意識する中で、南条小学校においては、学校敷地内にあるビオトープによる生態系の観察や、毎日の電気量や水道量を1人1台端末を使ってグラフ化し可視化する学習、また、地域のごみ拾いなどの活動を行っております。

坂城小学校においては、伝統となっている学有林活動を「森と遊び 森に学び 森を守る」

をスローガンに、56年間にわたり継続して森林に親しみ樹木を育てる活動を行っているほか、中庭での各種栽培活動、地元の日名沢川のごみ拾いの活動も継続して行っております。

村上小学校においては、町のスマートタウン構想に基づき、既に設置されている太陽光発電システムの電力を蓄電する蓄電池が令和3年3月に設置されました。そのお披露目の際に、5、6年生を対象に、発電された電力の蓄電の状況や、蓄電した電力を利用することで安定した電力供給が可能になる仕組みなど、昇降口に設置されたモニターに表示される情報を確認しながら、再生エネルギーの積極的な活用と環境にやさしいまちづくりをテーマに、学習会を行ったところでございます。

また、中学校においては、生徒会活動の一環として、PTAや上田女子短期大学と連携し、「トレジャーキャンドルプロジェクト」を企画して、大峰祭で披露する予定となっております。

これは、昨年、「令和3年度大峰祭コラボレーション企画灯プロジェクトwith上田女子短期大学」として行われ、好評を博した企画の第2弾で、今年のプロジェットの狙いとしては、生徒一人一人がLEDのランタンを身近な資源を再利用して作成し、環境に配慮した活動として行われるものでございます。

特別支援学級においては、企業とのコラボレーションにより、食品廃棄物として処理されていたコーヒー抽出後に残る豆かすを利用した堆肥作りに取り組んでおり、食品リサイクルの仕組みを学ぶ良い体験となっております。

また、毎年4月に行われる千曲川クリーンキャンペーンに3年生が参加し、千曲川の環境美化活動に貢献しております。

さらに、全ての学校において、教室やトイレなどの電気を小まめに消す、冷暖房の温度を控えめに設定するなどの節電や、節水、ごみの分別など、子どもたちが日常生活でできることから環境を意識し取り組んでおります。

このように、学校における環境教育は、一部の教科だけで行うのではなく、全ての教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間、相互の関連を図り、学校の教育活動全体を通して総合的に行われることが大事であり、より体験型の学習が必要と考えております。

町教育委員会としては、脱炭素社会の実現に向けて、持続可能な社会のづくり手となることが期待されている子どもたちが、地球環境問題について理解を深め、環境を守るための行動を取ることができるよう、引き続き、環境教育の充実に努めてまいりたいと考えているところでございます。

**13番（塩野入君）** 昨年策定されました第6次長期総合計画、時代の潮流の中の気候変動問題や頻発する異常気象災害という項目に、パリ協定に基づいて温室効果ガス排出量を2050年までに80%削減という目標設定がうたわれているわけでありまして。これは、今はもう既に温暖化急上昇で世界全体がゼロカーボンの実現に大きくかじを切る中で、2050年ゼロカーボ

ンへと高い目標となっております。

冒頭、初めの序論の項目から、こういう目指す目標値が異なっているのはいかがかと、こんなふうには思うんですが、やっぱり何らかの対処は必要だと思いますが、その辺のことは伺います。

それから、環境省では意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援する脱炭素先行地域づくり事業として、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の新設がされまして、今、第1回の脱炭素先行地域に、長野県では松本市の乗鞍高原のゼロカーボンパークが選定されているわけでありまして。環境省としては、今後脱炭素の先行地域を全国100か所に広げたいと。意欲と実現可能性の高いところから他の地域へ広がっていく、脱炭素ドミノということを進めていくという構想であります。自治体単位あるいは自治体の中の地方単位でも地域選定ということができそうであります。

そして、そのほかに再エネ発電設備を0.5メガワット以上の導入が条件でありますけれども、重点対策加速化事業というのもあるわけでありまして。これは検討の余地は十分あると思うんですが、その辺どうするか、その辺のところも伺いたいと思います。

それから、省エネルギーを進める上で重要な一つは、先ほどいろいろ質問しましたけれども、そのほかに断熱材とか、それから断熱技術により熱を逃さないという熱損失防止であります。これは基本構想に少し載ってはおりますけれども、とりわけ、何千世帯も坂城町にある住宅建物を対象とした支援や補助事業は効果が高いかなというふうに思います。対策を進めていただきたいと思いますが、その辺についてもお考えをお聞きいたします。

以上、お尋ねいたします。

**企画政策課長（伊達君）** ただいま再質問をいただきました。順次お答えいたします。

まず最初に、町の長期総合計画の序論の関係でございます。80%削減という表記になっていることとございまして、国の目標なんですけれども、国では脱炭素に係る長期目標につきまして、平成28年5月に閣議決定されました地球温暖化対策計画におきまして、2050年までに80%の温室効果ガス排出削減ということとされておりました。

その後、令和2年に2050年までにカーボンニュートラルを目指すとの総理大臣の所信表明があったわけですが、この目標が国の地球温暖化対策計画として正式に閣議決定されたのは、町総合計画策定後の令和3年10月ということとあります。したがって、町の計画書には従前の国の目標値が記載されているということとありますけれども、このことによつて、町の計画そのものに影響を及ぼすというものではありませんので、現状において計画書の修正というところまでは考えておりませんが、国の動向ですとか世界の最新の潮流などについては、機会を捉えて適切に発信をしてみたいと考えているところでございます。

それと、2点目の環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の活用はどうかというところ

でございますけれども、この交付金なんですけれども、家庭や事業者を含めた民生部門の電力消費に伴うCO<sub>2</sub>排出実質ゼロを達成する脱炭素先行地域に選定されること、あるいは固定価格買取制度等を利用しない自家消費型の太陽光発電設備などの再生可能エネルギー発電設備で0.5メガワット以上を設置する事業が必要といったような、先ほどのご質問にもありましたけれども、そういった要件がかかってまいります。

この要件に照らしますと、先ほど松本市というお話がありましたけれども、小規模な自治体ではかなりハードルが高いといったところでございますので、現状においてはちょっと対応が難しいかなと考えているところでございます。

それと、最後に住宅の熱損失の防止対策ということでもありますけれども、こちらの支援につきましては、町では現状最大で5万円を補助する住宅リフォーム補助金、また、こうした住宅の改修に関わりましては、固定資産税の減額など税制上の優遇措置もあるということでございますので、こうした制度の周知などについて図ってまいりたいと考えているところでございます。

**13番（塩野入君）** 工業関係、坂城は工業の町ということでもありますけれども、2019年の台風19号災害など、地球温暖化によって大型で強力な台風被害の教訓を踏まえて、今対策がいろいろあちこちで進んでいるわけでありまして、工業の町として高い技術で高度な部品を作り上げるなど、ものづくりのまちということから、企業や事業所の脱炭素化の推進により、気候変動災害に強いサプライチェーンの構築が大切な要素になると思っておりますが、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

それから、長野経済研究所が行った県内企業の脱炭素取組の調査では、回答が研究所では356社、そのうち取り組んでいるのは45.3%にとどまって、具体的に目標設定の社というのは2割に満たないという結果だそうでありまして。

しかし、取り組んでいない企業も、様子見や取り組みたいという前向きな考えがあるわけでありまして、何をどんな形でどう進めればよいか、それがわかれば踏み出しやすいはずであります。それをしっかりと示していくことが前進させるキーポイントでもあろうかと思っておりますけれども、その辺はどうでしょうか。

それから、世界が温暖化ガス排出を実質ゼロにするというカーボンニュートラル実現に向かう中で、融資の選定基準の一つに脱炭素を加える、融資の条件にというそういう金融機関も増えているということでありまして、小零細企業が多くを占める本町にとりましては、省エネルギー、再生エネルギーに向けた取組の整備や融資の周知などをしっかり整えるという必要があると思っております。

こういう周知や整備の推進にあたっては、これは町だけでなく県にもいろいろありますので、県と一緒に頑張って効果を上げるということが大事だと思いますが、その辺についてもお聞

きしたいと思います。

**企画政策課長（伊達君）** ただいま、企業、事業所等での脱炭素の取組ということで、サプライチェーンのお話、また企業取組のスタートですとか前進に対する支援、あるいは融資等の制度について、県と連携してといったご質問でございます。

企業、事業所の脱炭素化の推進による気候変動、災害に強いサプライチェーンの構築ということに向けましては、企業規模あるいは企業の業種が様々で、必要となる支援も異なるということが想定されますので、町として一律の補助事業の実施は難しい状況だと思っておりますけれども、県のゼロカーボン戦略において、専門家による伴走型の支援ですとか優良事例の紹介、あるいは相談窓口の設置、環境対策推進人材育成のためのセミナー開催、節電・省エネ対策のための設備整備に対する中小企業融資制度等、県におきましてもサプライチェーンで選ばれる長野県産業の構築といったことに向けた政策の体系化が図られてきているところであります。

先ほども答弁の中でお答えをいたしました、今年の「さかきモノづくり展」における環境にやさしいモノづくり共同メッセージの発出といったように、町内事業所にも脱炭素社会を目指して高まっている機運、こうしたものを形にできるよう、町といたしましても、県と連携して、企業の皆様にご活用いただけるタイムリーな支援事業の情報提供なども行うことで、企業さんの取組の前進を促すとともに、気候変動にも強いサプライチェーンの構築につなげていけるかと考えているところでございます。

**13番（塩野入君）** 先ほど、私は長野地域の連携中枢都市圏、9市町村で2050年ゼロカーボンを発出をしてということの質問の中で、これからスケジュールを進めていくんだというような形の中で、まだ取組の入口の部分というような状況になっていると思うわけでありまして。

まず、2050年ゼロカーボン宣言を達成するには、基本は9市町村全体で一体となって進めるのか。それとも、9市町村がそれぞれ対策をつくって行って、それを寄せ集めたのが2050年ゼロカーボンに向かっていくのか、その基本はどうなんでしょうか。まとまってやるのか、それともそれぞれの市町村がそれぞれ努力をして、それが2050年につながるのか。その辺の基本のところはどうなっているか、お聞きをしたいと思います。

**企画政策課長（伊達君）** 長野地域連携中枢都市圏における2050年ゼロカーボンに向けた取組の進め方といったご質問でございますけれども、こちらについては、まさに共同宣言の宣言文の中にあるとおり、それぞれの自治体、また圏域の両面から進めることとしているところでございます。

まず、圏域全体といったところでは、構成市町村が一体となってスケールメリットを生かした事業を共同で創出、実施することとしており、先ほども申し上げましたけれども、現在具体的な事業の検討を進めているということでございます。

また、同時に各自治体においては、それぞれの特性、特徴を生かした温暖化対策の事業を進

めて、さらにその情報を圏域内で共有し、共同の研修などを通じて、より効果を高めながら最終的に圏域全体での脱炭素化を図っていくこととしているところでございます。

**13番（塩野入君）** 今、政府はLED化、2030年までに政府が保有する施設を100%LED化する、これは閣議決定したわけでありまして。町でもLED化は、今順次進められているわけでありましたが、施設だとかあるいは街路灯、新しく交換すべき照明の総数というのは莫大になるわけでありまして。

これを1施設ごとに現地調査や業者選定などをやっているのは、時間や手間がかかるわけでありまして。リースを活用して全施設一括LED化サービスを打ち出したというところもありますので、これらをうまく利用して、工事は、町内の電気業者に依頼すれば地域経済にも貢献ができるわけでありまして。

こうした経済面、それから職員の作業効率にもつながる考えからの脱炭素の取組というものも大事だと、こう思うわけでありまして、経済面や職員の業務の効率・軽減というような取組も大事かと思っておりますが、その辺についてお考えを伺います。

**企画政策課長（伊達君）** ただいま、リースを活用しての公共施設全施設の一括LED化といったご質問を頂戴しましたけれども、リース活用によるLED化は、事業を進めるにあたって、経済面あるいは業務負担といった部分を考えますと、魅力的な手法の一つだと考えております。

一方、全施設を一括で行うということでもありますので、当然ながら機器等の劣化、経年による不具合の発生ですとか更新の時期というのも、これは逆に言うと同じになってくることが見込まれますので、その際の費用負担ですとか、業務へ与える影響ですとか、そういった部分についても考慮していく必要があると考えているところでございます。

**13番（塩野入君）** 目的達成に向けて基本となるのは、やっぱり例規類の制定、策定が必要だと思います。例規によって目的だとかあるいは基本的方針、そして町や町民、事業者などの責務が明確に、誰もが共有するバイブルというふうになるわけでありまして。早めの策定が併せて必要だと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

それと、ゼロカーボン実現に向けては、組織づくりがやっぱり一番であります。町長をトップに課や室などがまとまって、効率のよい組織をつくり、指揮系統を明確にして目的達成に向かうということでもあります。2030年はすぐそこです。2050年も遠くはありません。そうした中で、組織の中核をつかさどる専門の課なり室を設置して邁進していかなければ達成は難しいと、このように思うわけでありまして。組織づくりと専門の課なり室の設置についてのお考えをお聞きいたします。

**企画政策課長（伊達君）** 私のほうからは、例規の整備のお話についてお答えをしたいと思います。

例規の策定につきまして、町では町内の良好な環境を保全するための基本的な理念ですとか、

町・事業者・町民の責務などに関しましては、生活環境保全条例において明確にしているところでございます。

また、長期総合計画におきましては、脱炭素を含む、町に関わる全ての皆様が共有すべき町の将来像、あるいは基本理念といったことをお示しているところでございますので、当面はこれらを基本として進めてまいりたいと考えているところでございます。

**総務課長（臼井君）** ゼロカーボンの実現に向けて、専門の課や室を設ける考えはないかといったご質問でありますけれども、ゼロカーボン実現に向けた施策の推進は、第6次長期総合計画に掲げます町の将来像、「輝く未来を奏でるまち」の実現に向けて、町が取り組む事務事業に共通するテーマであるSDGsの達成に向けた取組と重なる部分も少なくないということに加えまして、取組の範囲も多岐にわたり、関係各課が連携をして取り組むことがより効果的であると考えることから、現状におきましては、SDGsの取組と同様に企画政策課を中心に関係各課が連携を図り、全庁体制で進めていければと考えるところであります。

**13番（塩野入君）** 国、県、長野地域連携中枢都市圏、それに坂城町による脱炭素（ゼロカーボン）に向けての組織が今立ち上がり、その面ではしっかり出来上がってきているわけであり

ます。  
あとは2030年、2050年の目標に向けて、それぞれがその段階ごとにその役割と責任を果たし、その目的を達成することです。

日本だけでなく世界の人々が豊かさや便利さを追求するあまりに、地球温暖化という大きな負債を背負ってしまいました。私たちは、今、いつときだけ地球を借りて生活している中で、その地球を汚してきているわけであります。誰もが、借りたものはきれいに返すことは当然であります。今借りている地球をきれいに返して次の世代へ渡していく、そうしていかなければならないと、そんなことを思いながら、これにて私の一般質問を終わります。

**議長（小宮山君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時52分～再開 午前11時02分）

**議長（小宮山君）** 再開いたします。

次に、3番 山城峻一君の質問を許します。

**3番（山城君）** ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。

まず初めに、1としまして、性の多様性について質問いたします。まず、イとして、性的マイノリティへの理解をより深めるためにというテーマで質問するわけですが、このテーマについて、2年前の12月議会場で同様の質問はしております。その質問の後になりますが、町内外の当事者並びに支援者の方から、議会で取り上げたことについての意味について、前向きな言葉をいただきました。

しかしながら、これは誠にタイムリーな話なんですけれども、一般質問の通告を行った後、栃木県のある市議会の定例会の場において、ある議員さんからこんな発言がありました。LGBTなど性的少数者に関して、できれば静かに隠して生きていただきたい。そのほうが美しい、社会に混乱が起きないと思うなどと発言したということが、テレビ、新聞等にも報道されているとおりで。ちなみに、この市がある栃木県においては、本年9月、つい最近ですね。9月から導入された同性パートナーシップ制度に対し、反対の立場から発言されたということです。

同じ議員として議会の場で発言する、このこと自体は、内容ではなく発言するという事自体はもちろん否定はしませんが、この発言がこういう言い方を何でしてしまったのか、私もよく理解はできません。しかしながら、長野県内において、まずは松本市において、そして続いて駒ヶ根市において、この同性パートナーシップ制度という制度が導入されており、これもつい最近ですが、来年春には長野県においても、その制度を導入する予定との報道がなされております。

同性パートナーシップ制度、私も改めて調べ直しましたが、これについては性的マイノリティーのカップルが婚姻に相当する関係であると自治体が証明するものと理解されております。

ちなみに、今回の質問は同性パートナーシップ制度の導入の話ではなく、もちろん私としては、坂城町もできるだけ早い段階、もちろん調査とかいろいろなプロセスが必要だと思うんですが、誰もが生きやすい、住みやすいまちづくりをする上で、いずれは導入するべきだと考える立場ではありますが、まずは再度LGBTへの理解をより深めてほしいという願いも込めて、このテーマを質問させていただきます。

ちなみに、再度LGBTについて長野県のホームページに具体的に示されておりますが、LGBTに付け加えて、最近ではLGBTQだとかLGBTQ+だとか様々な呼び方がされております。ちなみにLGBTQのQというのは、性自認や性的指向が明確でないクエスチョニング、または一部において性的マイノリティーを総称する言葉として、これがアルファベットのQ u e e rを加えて、LGBTQと呼ばれていることも皆さんご承知のとおりかと思えます。

さらには、他者に性的に惹かれることがないアセクシュアル、あとは好きになる際、相手の性別が条件とならないパンセクシュアル、自分の性の在り方が男女どちらかに決まっていない、もしくは決めたくないというXジェンダーなどという多様な性が存在し、この総称が性的マイノリティーだということを改めて整理させていただきます。

さらには、LGBTの認知度について、厚生労働省が企業に行ったアンケートというのがあるんですが、これによると、認知度自体は9割とされています。しかし、その理解はまだまだ高まっていないというのが様々なメディア等でも報じられております。

特に浜松市のアンケートによると、社会全体における性の多様性の理解が進んでいると思う

かというアンケートがあったそうなんですけれども、理解が進んでいない、またはあまり理解が進んでいない等の合計が約6割、半数以上が、浜松市においてなんです、浜松市内のアンケートを回答した方の6割が理解が進んでいないという回答もあるというのが今回わかりました。

当町では、前回の一般質問の後、昨年12月にはなりますが、人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会において、性の多様性をテーマに講演会が実施されました。性の多様性をテーマに講演会の実施を提案してきた者として大変うれしくも思いますし、これが一つの契機となって、我が町にもいるかもしれない、もっと言えばいると思います。そういった方への理解が広まり深まる一つとなれば、私としても幸いと思っております。

そこで、このテーマについての質問ですが、この集会後にアンケートを実施し、そしてどんな感想、また意見があったか。そして、さらには今後性の多様性をテーマに、その類いでも構いませんけれども、講演会等を行う計画があるでしょうか。

それと、前回の一般質問後に当事者等から町への相談状況があったかどうか。あったとしたらどんな相談があったかというのもお聞きします。

さらには、LGBTについての理解促進のために、相談を町としても受ける立場にあると思いますので、町職員に対する研修の状況がどんななのかもお聞きします。

LGBTについて、全国的には教育現場においても、多いか少ないかという話ではないですけれども、LGBTに関しての教員の理解不足だとか知識不足だとかいうのが原因で悩んでいる、あるいは嫌な思いをする子どもたちがいるという話も見聞きすることがあります。だからこそ、児童生徒に対しての適切な教育支援をする上で、もちろん先生方もそうですけれども、理解をさらに深めるために、教育現場でどういう研修が行われているかというのも、現状についてまず1回目の質問としてお聞きします。

**企画政策課長（伊達君）** 1. 性の多様性について、イとして性的マイノリティへの理解をより深めるためにのご質問に、教育現場での研修の部分を除いて私のほうからお答えをいたします。

性的マイノリティー（性的少数者）とは、性的指向や性の同一性・性の自認などが多数の方と異なる少数の方のことを指し、近年ではLGBTという言葉を目にする機会も多くなるとともに、受け入れる社会の在り方についての議論も徐々に大きくなってきております。

その一方で、同性に対し恋愛感情を持つ人や体の性と心の性が一致しない人が特別だと考えたり、自分の身近に、そうした悩みを抱えて生活している人がいるかもしれないと想像したことがない方も、いまだ多いのではないかと考えるところであります。

民間組織の電通ダイバーシティ・ラボが全国の20歳から59歳の6万人を対象として2020年に行った調査によりますと、LGBT等性的マイノリティーに該当する方の割合は8.9%、言い換えますと11人に1人となりますので、決して特別な存在ではないというこ

とがわかります。

それにもかかわらず、多くの人が身近なこととして捉えられないのは、当事者の方々が周囲の無理解や差別を恐れて、家族や友人、知人にも伝えることができず、周りもその存在に気づきにくいといったことが大きな要因ではないかと考えているところであります。

こうしたことから、性的マイノリティーの方が社会の中で自分らしく暮らしていくためには、制度面などの整備も大切ではありますが、そうした方を分け隔てなく受け入れる社会をつくることが必要であり、何よりも私たちの理解を深めていくことが重要であると考えているところであります。

町といたしましても、こうしたことに鑑み、ご質問にもございましたが、昨年12月に開催をいたしました人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会では、性の多様性をテーマとして講演会を行ったところであります。

その際に、参加された皆さんからお寄せいただいたアンケートにはどのような感想、意見があったかとのことでありますけれども、講師の体験談を聞き、LGBTQに対する理解が深まった。今までは上辺で理解できているつもりでいた自分に気づいたですとか、性の多様性について理解が深まった。より多くの人に正しい理解が広まればよいと思う。また、あまりに自分の世界と違うお話を聞いてびっくりしたが、大変ためになったように思う。まず、広く知ってもらうことが重要。正しい知識、情報発信と啓発活動を望む。基礎的なことから当事者の体験談まで聞くことができ、大変よかった。子どもたちに広めてほしい、知ってほしい。LGBTQについて初めて学んだ。よい機会でありがたかった。多くの町民が人権について学べる場をつくってほしい。また、身近な問題だと感じたなどの多くの意見、感想がございました。

また、今後、性の多様性をテーマに講演会を行う計画はあるかのご質問でございますが、性の多様性につきましては、先ほどのアンケート結果からもわかるように、まだまだ身近なことという意識が低く、理解を深めていただくための継続した取組が必要と考えており、今後も引き続き機会を捉えて、共に認め合い共に支え合う社会を目指し、実施の検討をしてみたいと考えているところでございます。

次に、山城議員さんが令和2年12月議会において一般質問を行った以降の当事者などからの町への相談状況ということでございますが、町では毎月開催しております心配ごと相談や、年3回開催の女性のための相談会、年2回開催の人権相談などでLGBTを含む幅広い人権問題に関する相談についてもお受けをしているというところでありますけれども、現在までにLGBT等性的マイノリティーに関する相談はございません。

また、LGBTについて理解を深めるための町職員に対する研修の状況につきましては、今年の2月に長野地域連携中枢都市圏の職員合同研修として行われた管理職を対象とした研修会に、町からも職員3名がオンラインで参加し、「共に働き、共に生きる社会をめざして」と題

して、当町での町民集会と同じダイバーシティ信州会長の小泉涼さんを講師に、また、町民集会での講演内容とは違った視点からのお話をお聴きすることができたということでございます。

町では、性の多様性についても人権の尊重に根差した課題として捉え、LGBT等性的マイノリティーに関する理解をはじめとする人権意識の向上に向け、町民の皆さんへの啓発だけでなく、職員の研修への参加などにも引き続き努めてまいりたいと考えているところでございます。

**教育文化課長（長崎さん）** 性の多様性についてのイ、性的マイノリティーへの理解をより深めるためのうち、教職員の研修等の現状についてのご質問にお答えいたします。

いじめや偏見に悩まず、一人一人が自分らしく生きることのできる社会を目指すため、学校教育において性の多様性についての正しい知識を教えることが重要になってきていると認識しているところでございます。

平成27年に、文部科学省から教職員に向けた「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」が発行されました。

しかしながら、現在の小中学校の新学習指導要領には性の多様性は盛り込まれておらず、これまでと変わらない、思春期になると異性への関心が芽生えるという記載が教科書に掲載されているのが現状でございます。

これに対して、同性愛を無視した記述を変えるべき、LGBTを指導内容に入れてほしいという意見もあり、小学校や中学校、高等学校で使用される教科書の中には、性の多様化についての説明が盛り込まれているものもございます。

学校でジェンダー教育を行う上で課題となるのが教職員の知識や理解不足、また、認識の格差が考えられるとの報道が一部にありますように、指導する立場の教職員の性の多様性に対する知識が不十分であると、子どもたちに正しい知識を教えることは難しいと考えます。

こうした現状を踏まえ、教職員の知識や理解力の向上を図るため、先ほど申し上げました、文部科学省が教職員に発行した「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」を周知するとともに、性の多様性の理解を深めるため、外部講師を招いた性の指導講演会の中で、性の多様性についての内容をお話しいただいているほか、人権教育の一環として、各学年や職員会などで勉強会を開くなど、多様化する性への理解や知識を高めているところでございます。

また、教職員からの声を反映し、令和3年度から新たに中学校3年生向けの人権教育の副読本「あけぼの」にLGBTに関する項目が盛り込まれ、授業で活用されております。

学校教育で求められるのは、性に悩む子どもが疎外感を抱かないよう、誰もが多様性を尊重した上で、あるがままの自分が理解され認められることが大切であると考えているところでございます。

また、多目的トイレの設置や水泳着・体操服など、多様化する性に対する環境づくりも必要であると考えております。

学校には、誰にも相談できずに自分の性自認や性的指向について悩む児童生徒が存在していると考えられることから、教職員への研修の充実を図るとともに、そのような子どもたちが相談しやすいよう、養護教諭やスクールカウンセラーを含めたサポート体制を構築し、医療機関や専門機関との連携を図り、児童生徒が安心して通える環境や相談できる体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

**3番（山城君）** ただいま担当課長よりそれぞれご答弁いただきました。率直に言って、まず相談状況についてですが、ゼロ件。個人的にこれはうなずけるのかなと思います。というのも、やはりLGBTQ、LGBTについて調べれば調べるほど、話せる環境というのがやっぱり大事だと思います。もちろん理解を深めていけばいくほど、話せる環境は整うんだと思います。ゼロ件だからよかったと思うのか、先ほど教育委員会からも話があったように、相談しやすい体制をつくっていけば、相談という言い方かどうかかわからないですけれども、ぽろっと何か言う、何か発するタイミングはあるんじゃないかなと。それを受け取る側、相談される側がしっかり受け止められるかどうか、場合によってはつなげるかどうかにかかっていると思います。もちろん、受ける側は町の職員さんだったり学校の先生だったりするので、相談がなかったから駄目だとか、相談があったからよかったとそんな単純な話じゃないと思うんですが、そこは引き続き相談体制は整えていっていただきたいと思います。

そして、研修についてですが、今回は決算議会ですので、令和3年の主要施策の成果及び実績報告書にもLGBT研修参加3名と書いてありました。担当課長からこれは管理職向けということで、オンラインかどうか、リアルかどうか、そこはあまり問わないですけれども、管理職3名ということがありましたが、では、一般の職員さんが受ける、もしくはここに関しては二つです。一般の職員さんが受ける研修等はあるのかどうか。または、希望を募ればどんな方でも職員さんであれば参加できる、そういう研修はあるのかというのは、ちょっとこのタイミングで再質問をさせていただきます。

**総務課長（臼井君）** 職員に向けたLGBT等の知識に関する研修という部分でありますけれども、昨年度、職員が参加した研修につきましては、研修をまとめてやっていたという機関がありますけれども、そちらが広く募集をして、テーマを決めてやっていた研修に町も参加したという形になっております。

なかなか職員全体の研修ということになりますと、受けなきゃいけない研修の内容も様々でございますので、山城議員さんに今取り上げていただいているテーマも大変重要なテーマとっております。そういった研修の専門機関が実施する研修は、やっぱり中身も濃く専門的な部分もありますので、まずそうしたところを活用しながら、状況に応じてまた職員、一般を対

象にしたような研修についても計画をしていければと考えるところでございます。

**3番（山城君）** ただいまの再質問に担当課長からご答弁いただきました。わかりました。広く募集をして、管理職の職員の方が参加されたと。今後も機会を捉えてという言い方が正しいかわかりませんが、研修を実施、受講する環境をつくってというか、やっていていただきたいというのが素直な気持ちです。

それで、教育に関してちょっと聞くのを忘れたんですけれども、教育現場、学校現場でも外部講師を招いて行っている。聞くとそうだよなど。というのは前回の一般質問の際にも申し上げたとおり、何年か前でしたか、坂城中学校に外部講師が来られて、この類いのテーマで講演をされた際に、講演者の方にいろいろ相談をされたという事象があったというのは、講演された方から話を聞いているわけですが、もちろん、学校の先生、そして児童生徒に対しての研修というか講演会も大事だと思うんですけれども、どういう形かを問わず、保護者さんに対しての、これは学校現場と言っているんだと思うんですけれども、そういった保護者向け、PTA向けの何かしらの対応というのにも必要なんじゃないかなというように思うんです。

というのも、ひとつちょっと申し上げると、当然、人が生きているのは地域ですから、いろんな人の理解がなければいけないんですけれども、身内である親だとか家族の理解がなかったら、それはやっぱり悲しいですし、調べていく中でいくつも出てきたのが、やっぱり親から、家族から否定されたというのは、私は親になっていないので、そこは大きくは言えませんが、子どもとしてはたまたま悲しいことだと思います。

これは再質問の二つ目になりますが、だからこそ保護者向けの研修等も今後企画されてはどうかという提案というか、いかがでしょうかという質問で2回目の再質問をさせていただきます。

**教育文化課長（長崎さん）** 再質問にお答えいたします。

保護者への性の多様性についての研修につきましては、またPTAに向けた研修会などを検討してまいりたいと考えております。

**3番（山城君）** 今、担当課長からご答弁をいただきました。

これは感想になっちゃうんですけれども、さっき担当課長から答弁ありましたかね。自分と考えが違うというアンケートがあった。これは私、誠に驚いたんです。自分と考えが違うというのは当然だと思うんです。もちろん、それに気づかされたということは私もいっぱいあります。同じだと思っていたのが違った。それは当然だと思います。だから、それをやっていかないと、男性だと思っていたけれども女性だった。俺は女が好きだけど、あいつは違う。違うんですよ。それがわかる研修になったとすれば、それは坂城町として誇るべきことなんですよけれども、違うということがまだまだわかっていない、失礼な言い方かもしれませんが、違うんですよ。そこを坂城町として教育を誇るのであれば、もっともっとLGBTに問わ

ず言っていないと、坂城町で育って町外や県外に出たときに、何を言っているんだとなったら悲しいですし、やっぱり坂城町はすごいなと思えるような教育をしていく。また、そういう町民があふれているようであれば、私としても今回2回目の質問にはなりますが、やった意味があるのではないかなと思っています。

この質問のまとめに入りますが、性の多様性を尊重するための職員ガイドラインというのが長野県から示されております。その中にこんな言葉があります。

まず一つ目として、アライと読むんですが、アルファベットでALLY。このALLYとは、性的マイノリティーの方々を理解し応援する人のことです。そのALLYがいることで当事者に安心感をもたらします。そして、レインボーフラッグ、これも後でちょっとご説明しますが、を机に置くなど、ALLYであることを表明しましょう。

そして二つ目に、レインボーフラッグとは。性の多様性を示すシンボルで、性的マイノリティーの支援の意思表示に使われています。世界的に赤、だいだい、黄色、緑、青、紫の6色が一般的に使われておりますということになっています。

やっぱり、何度も申し上げますとおり、人と人とは違うんだし、違って当然だし、違うからこそわかり合おうとするんじゃないかと。この次の質問にもつながるかもしれませんが、そういった理解がなければ、それは戦争が起きる原因にもなるんじゃないかと。ちょっと壮大なテーマになってしまうので、質問じゃないのであれですけども、やはり、町総ぐるみで人は違うんだという、当然のことなのかもしれないけれども、改めていろんな場面を捉えて研修だとか勉強会だとか、そういったものを企画というか考えていっていただきたいという要望をしまして、次の質問に移ります。

次の質問ですが、2としまして、非核平和の町宣言についてです。

イとしまして、宣言制定の経緯についてです。

核兵器の悲劇を語り継ごうと1982年に広島で始まった反核平和の火リレー、これが今年も開催され、今回で35回目を迎えたという話があります。そのリレーのバトンが2か月前ですね、7月19日に坂城町役場に到着し、その場に私も出席する機会をいただき、当日は町から職員さん、そして副町長さんも来賓という形で出席されました。千曲市の職員、市の労働組合の方も、若手ですが参加し、平和についてしっかりバトンをつないでいこうという意味でこのリレーがなされているわけですが、そのリレー、バトンを渡された後、役場前にある宣言がいくつか書かれてあるモニュメントが目に入りました。もちろん、このモニュメントは何回も見っていますが、改めて非核平和の町宣言という文言に私の目が留まりました。

今年の2月24日にロシアによるウクライナ軍事侵攻が始まり、半年たった今でも終わりが見えない、まだまだ予断を許さないという状況にあります。そして、ロシアは核兵器使用の可能性すら示唆している現状にあります。

モニュメントに書かれておりましたとおり、1985年9月27日に非核平和の町宣言が制定されたという記述がありますが、その宣言を制定した町として、町民の皆さんに戦争や平和について学習する機会を設ける必要がもっと必要なんじゃないかなということを私は思いました。

そこで、まずこの宣言の制定までの経緯をお伺いします。

ロとしまして、平和学習の取り組みの現状と今後についてです。

戦争や平和について町民が学ぶことは非常に重要であることだと思えます。先ほども述べましたとおり。例えば県内の取組では、いくつか調べていく中で、茅野市では原爆パネルの展示や広島・長崎関係の書籍の展示あるいは原爆の絵の展示。これは茅野市の方ではなくて、広島市民の方が描いた絵を展示されているということです。そして、子どもたちの平和ポスター。これも広島の子どもの描いたポスターということですが、そういった活動がなされていると知りました。そして、高森町では、広島市の平和記念公園に町民の有志が折った折り鶴を奉納する活動が行われているという話もあります。

あと、これは県外になりますが、東京の町田市においては、平和なまち絵画コンテストの募集が行われていたり、同じく東京になりますが、日野市ではパネル展や講演会等が行われております。

そこで、当町での取組の現状と、また今後についての取組の考えはどうであるか。そしてこれも学校関係になりますが、学校での取組と現状と今後についても併せてお伺いをいたします。

以上で1回目の質問といたします。

**町長（山村君）** ただいま、山城議員さんから2番目の質問としまして、非核平和の町宣言について、イ、ロとご質問いただきました。順次お答えいたしますが、教育関係、学校における取組につきましては、担当課長から答弁いたします。

ご質問にもありましたように、2月に始まったロシアによるウクライナ侵攻は、いまだに終わりが見えず、ウクライナ国内に残っている人々の状況を大変心配するところでもあります。また、チェルノブイリ原発、今はチョルノービリということになっておりますけれども、原発などウクライナ国内にある原子力発電所をロシア軍が占領し、攻撃も加えているといった報道もあり、大変憂慮しているところでもあります。

過去に人類は学び、同じ過ちを繰り返さないことが平和的な解決の第一歩であると思うところではありますが、これまで人類は同じ過ちを繰り返していると歴史は語っているわけでありませぬ。今回の侵攻につきましても、一日も早く過ちに気づき、一刻も早い解決を望むところでもあります。

初めに、宣言制定の経緯についてのご質問でありますけれども、平和なまちづくりへの願いを込めた非核平和の町宣言は、平和が町民生活の基本であるとの理念の下に、昭和60年9月

定例会において議決されました。

私も、初めてこの宣言文を読んだときから大変すばらしいものであると感じておりますので、改めて紹介させていただきたいと思います。

「非核平和の町宣言 野に 花が咲き 山に 鳥が鳴き まちには 緑がいっぱい ここには 私たちの幸せがある

いま地球をおおう核兵器は 愛するすべてのものを滅亡させてしまう ヒロシマ ナガサキを くり返してはならない

いまこそ 私たちは 核兵器の廃絶を願い 私たちの町にいかなる核兵器の 配備も 飛来も 通過も 許さない

緑豊かなスポーツと福祉の 美しい 田園工業都市 平和で幸せなまちを実現するため ここに坂城町を非核地域とし 非核 平和の町を宣言する」

現在でも世界各地でいまだに戦争が続けられ、核兵器の数も一向に減ることがなく、37年たった今も、当時と状況が大きく変わっていないことについて、大変残念に感じているところでもあります。

宣言に至る経過といたしまして、昭和59年に結成された連絡協議会、これはトマホークくるな坂城町連絡協議会により、宣言を求める署名活動が全町で行われました。これに有権者の約半数にあたる6千名ほどの町民の方が署名をし、町への陳情と議会に対する請願がなされたということであり、このことが制定の大きな契機となったとお聞きしているところであります。

こうした多くの町民の意思を酌む形で、翌年に宣言が提案され、議会では全会一致で議決されたところであります。

当時、ヨーロッパでは米ソの核軍拡が進み、反核平和運動が高まる中、イギリスのマンチェスター市で昭和55年、1980年に世界で最初の非核都市宣言が行われました。これをきっかけとして1980年代初頭に非核宣言自治体運動がヨーロッパに広がり、日本にも伝えられたところであります。

自治体による非核宣言運動は1980年代に日本国内でも広がり始め、昭和60年以降に全国に急速に広がりました。こうした全国的な機運の下、1984年に日本非核宣言自治体協議会が設立され、核戦争による人類絶滅の危機から住民一人一人の生命と暮らしを守り、現在及び将来の国民のために、世界恒久平和の実現に寄与することが自治体に課せられた重大な使命として、宣言自治体が手を結び合い、この地球上から核兵器が姿を消す日まで、核兵器の廃絶と恒久平和の実現を世界の自治体に呼びかけ、その輪を広げる努力をしていくことを目指すとされたところであります。

現在、全国347の自治体が加入しており、県内におきましても、当町を含め2市、これは松本市、伊那市、それから4町、これは坂城町、高森町、上松町、木曾町、5村、南箕輪村、

中川村、下條村、木祖村、生坂村が加入している状況であります。

また、広島市長が会長となり、広島・長崎での原爆投下を教訓に、被爆者の体験や思いを世界の人々に広げ、次世代への継承と核兵器の非人道性を訴え、その廃絶に向けて取り組む平和首長会議にも、平成23年以来加盟しているところであります。

次に、平和に向けた町の取組としましては、町独自の取組といたしまして、広島・長崎に原爆が投下された毎年8月6日と8月9日に半旗を掲揚するとともに、原爆が投下された時刻に合わせ、役場のサイレンを鳴らし、町民の皆さんとともに黙禱を行い、原爆で犠牲になられた方々への追悼を行っているところであります。

また、原水爆禁止日本協議会が、核兵器廃絶を訴え毎年行っている平和行進につきましても、私が激励を行い、休憩場所を提供しているほか、広島平和記念公園から採火した火を掲げ、平和への思いをリレーでつなぐ反核平和の火リレーにつきましても、毎回、激励をさせていただいているところであります。先ほどお話しされたときに、私はちょっと所用があって参加できませんでしたので、副町長に参加していただきました。毎回激励をさせていただいているところであります。

さらに、今年度に入りまして、ロシアによるウクライナ侵攻をきっかけに、多くのウクライナ人が隣国ポーランドにも難民として避難している状況を受け、町及び町国際交流協会と交流の深いワルシャワ日本語学校の坂本先生を通して、ポーランドへの避難者に対する支援を始めたところ、多くの皆様にご賛同いただき、これまでに500万円を超える支援金をお送りさせていただいているところであります。

また、町内の他団体、例えば坂城ライオンズクラブにおきましても、ウクライナ支援に向けた新たな義援金送付の取組が始まったところであります。

今後も、国際交流協会等の団体と連携し、支援金活動等を通じて世界平和を訴えながら、現在における平和の危機が一刻も早く収まるよう、町としても協力してまいりたいと考えております。

また、そのほかにも様々な取組を実施しており、さかきふれあい大学教養講座において、福島第一原発事故を受けての医療支援活動や放射能汚染の実情などに関して、講師を招いての講演会を開催したほか、戦争に関する童話を紹介し、子どもから大人まで平和について考える機会としていただく講座も開催してきたところであります。

また、毎年8月には、町立図書館のロビーにおいて、戦争と平和に関する本のコーナーを設置し、訪れる町民の皆様手に取っていただいて、改めて平和の大切さを考えていただく機会としているところであります。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、大勢の方々が集まっての講演会の開催や現地に赴いての学習会といったことがなかなか実施できない状況ではありますが、今後、感染が収まり、そ

うしたイベントの開催が可能な状況となった際には、こうした取組を再び行いながら、将来に向けて平和の大切さを学び、伝えていくための取組を行ってまいりたいと考えております。

**教育文化課長（長崎さん）** 2. 非核平和の町宣言についての口、平和学習の取り組みの現状と今後についてのうち、学校での取組についてお答えいたします。

戦争の経験のない現代の子どもたちに、戦時中に起きたことや戦時中の暮らしを学んでもらうために、学校教育において平和に関する学習が重視されており、各学校において児童生徒の発達段階に応じた平和に関する教育が行われているところでございます。

当町では、小学校の3年生から5年生の国語の時間に、空襲や防空ごう、戦時中の生活の様子や、広島・長崎に落とされた原爆の悲惨さなど、学習教材を利用した平和学習が行われております。

6年生になると、社会の時間に「長く続いた戦争と人々の暮らし」をテーマに、日本がなぜ戦争に突入したのか、沖縄戦、広島・長崎への原爆投下などについて学習しております。さらに、「新しい日本、平和な日本へ」をテーマに、終戦直後の人々の暮らしや、国際社会の中で重要な役割を果たしてきたことや、憲法や平和主義、世界の未来と日本の役割などの学習を行っております。

また、平成29年度には、村上小学校の6年生が松代大本営地下壕に社会科見学に行き、現地ガイドから当時の話を聞きながら地下ごうを案内していただき、平和の大切さを肌で感じられる取組も行ってきたところでございます。

中学校につきましては、新学習指導要領に基づき、さきの大戦が多くの人々に惨禍を及ぼしたことを学習することや、核兵器などの脅威に触れながら世界平和を推進することを目的に、SDGsで掲げられている「平和と公正を全ての人に」を意識した学習や活動に取り組んでおります。

3年生は、社会で「第二次世界大戦と日本」をテーマに、昭和初期から第二次世界大戦終結までの世界の動きと日本との関連などに着目して、事象を相互に関連づけるなどして、第二次世界大戦と人類への惨禍について、近代の社会変化の様子を多面的・多角的に考察し、表現する学習を行っているほか、各学年の道徳の時間を利用した平和学習にも取り組んでいるところでございます。

また、生徒会活動の一環として、昨年に引き続きPTAや上田女子短期大学と連携し、大峰祭で披露する予定の「トレジャーキャンドルプロジェクト」でも、作成したキャンドルに世界平和などの願いを込めることを通じてSDGsへの関心を高め、SDGsを意識した平和学習の取組の一つとして行うところでございます。

このほか、令和3年に改正版として発行し、小学校3年生から中学校3年生までの児童生徒に配布している副読本の「ふるさと坂城」には、戦争の中での郷土昭和時代という項目の中で、

村上小学校で発見された、アメリカとの友情のあかしとして3小学校に贈られた青い目の人形のエピソードや、満蒙開拓移民、学童集団疎開の受入れなど、自分たちの育った地域の出来事を紹介しており、平和学習の教材として活用しているところでございます。

このように、学校教育の現場では、様々な平和学習、平和教育が行われているところです。

今後につきましては、これまでの取組に加え、平和学習を題材にした動画教材の活用や、新型コロナウイルスの感染状況が落ち着いた折には、社会科見学等による体験型の取組を再び行うなど、子どもたちに命の貴さや戦争の悲惨さ、平和な世の中を維持することの大切さなどを伝えていく平和学習に努めてまいりたいと考えております。

**3番（山城君）** 今、町長並びに担当課長から非核平和の町宣言について、それぞれご答弁いただきました。町でも様々な取組、一般向け、そして学校それぞれで学習の機会があり、行われているというのは、これでわかりました。

ただ、私も村上小学校の出身者ですけれども、小中学校、中学は坂城中学ですけれども、小中学校在学時に、先ほど答弁にもあった松代大本営地下壕に見学に行く機会が学校としてはなかったもので、見に行く機会を逸してしまっているんですね。

今、いわゆる座学的な要素ですね、学校に関してはそうだと思うんですけれども、参加できた子たち、現地に行けた子たちはすごいいい経験ができたと思うんですね。やっぱり子ども時分にそういったものが見られる、聞けるというのは、すごい意味のあることだと思います。

ただし、今申し上げたこと、二つちょっと整理させていただきますが、やっぱりこういった現地へ行く、現地の人のお話を聞くというのは、やっぱり継続的にやる必要があると思います。ただし、今の答弁にもありましたとおり、コロナがあって行かれない、聞くことができない。それはそのとおり、それはもちろん私も承知はしております。

二つほどご紹介しますが、つい先日になるんですが、阿智村にある満蒙開拓平和記念館にちょっとお電話させていただきましたら、飯山市だったと思うんですけれども、そちらから平和について聞かせてほしいということで、その館の方が出張で講演というか、話に来られたという話もお聞きしました。

また、これからコロナの状況もどうなるかわかりませんが、県内であれば今の松代大本営地下壕もそうですし、私も今申し上げたとおり、ちょっと遠くはなりますが、満蒙開拓平和記念館もあります。そして、ちょっとこれは内容的にどうなるかわかりませんが、つい先日放送された民放テレビ局において、上田市にある無言館も取り上げられました。

つまり、やっぱりその場に行って、その人の話を聞いて感じるものがあるはずなんですよ。だから、今はコロナ禍でできない、それはもちろん承知しています。いろんな角度から教育現場だけじゃなくて、いろんな人にそういう場の提供は、もう少しというところまでわかっていただければ、もっといろんなものがあっていいんじゃないかなとは、はっきり言って思います。

いろんな努力をされているのはわかるんですけども、平成29年に行かれた子どもたちは、適切な言葉じゃないかもしれないですけども、本当にいい経験をしたと思います。やっぱり毎年毎年何かしらの企画を立てて、もしくは教育委員会から投げかける、もしくは学校現場の先生方からもっと話を聞かだとかして、せっかく非核平和の町宣言をしたわけですから、その辺は継続して、平和学習は様々な形で、現地見学以外もそうなんですけれども、やっぱり外と中じゃないですけども、やっていくというのは町としてどうなのかな。これはどうしましょうか、教育のほうでいいと思うんですが、ちょっと回答をお願いします。

**教育長（清水君）** 私はかつて広島市に行って平和行進に参加し、原爆ドームや平和記念資料館、放射線影響研究所を見学したり、原水爆禁止世界大会や原爆死没者慰霊式、平和祈念式典に参加したりしたことがございます。被爆者の生々しい体験談や原爆ドームの建物、資料館の写真や遺品など、現場でじかに触れることは、平和を考える上で大変意義のあることだと感じました。

ただ、子どもたちの発達段階を踏まずに、戦争の実態をきちんと伝えるべきという考えで残酷な写真や遺品などを子どもたちに直視させることは、二度と平和や戦争の問題を考えたくないと印象づけるかもしれません。戦争の悲惨さを教える前に、平和のすばらしさを伝えることがまず大事だと考えます。

友達と毎日遊べること、水を飲めること、御飯を食べることができると、安心して眠れること、家族と一緒にいられること、これは全て平和だからこそできていることであります。先ほどの非核平和の町宣言の最初の4行に、野に花が咲き、以下4行あるわけですけども、これはまさに平和だからこそ私たちが体験できるこの町の風景でございます。

平和の尊さがわかって初めて戦争の悲惨さが理解できるのではと思います。費用や時間の問題があり、様々なところへすぐに行けないかもしれませんが、実際にその場に行くことはできなくても、ほかの部分でそれを補えることから始めてまいりたいと思っております。

そしてまた、先ほど満蒙開拓移民のお話がありましたが、実は当時、坂城町、村上村、中之条村、南条村から計215名の人々が満州に移りましたが、終戦時に悲惨な状態となり、生きて帰れた人は86名だけだったという事実があります。この資料や各地域の慰霊碑などにも目を向け、戦争はよそごとではなくて、まず身近なこの坂城町にもあったんだと、そういうようなことをまず子どもたちに知ってほしいと思っております。

**3番（山城君）** 今、教育長からご答弁をいただきました。

残り1分ということで、ちょっとまとめたいと思うんですけども、年齢に応じた対応が必要というのは、もちろんそのとおりだと思います。でも、戦争経験者と言われる人たちは、もう高齢になり、じき、そういった方々、体験者・経験者もいなくなります。今だからこそできるメニューはまだあると思っております。まだある今だからこそ、町として、宣言を出した町

として、子どもたちにはしっかりと、そして町民の方々へもしっかりと戦争の悲惨さだけでなく、今、教育長がおっしゃったとおり、平和のすばらしさも勉強する、学習する、その機会をぜひとも強力に推し進めていただき、私の一般質問とさせていただきます。

**議長（小宮山君）** 以上で通告のありました11名の一般質問は終了いたしました。

ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

(休憩 午後 0時02分～再開 午後 1時30分)

**議長（小宮山君）** 再開いたします。

---

**議長（小宮山君）** 次に、日程に掲げた議案につきましては、去る8月31日の会議において提案理由の説明を終えております。

◎日程第2「議案第33号 令和3年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」

**議長（小宮山君）** 決算案の提案理由及び詳細説明は済んでおりますので、直ちに総括質疑を行います。

質疑にあたっては、自己の委員会の所管に属する事項については、各委員会においてお願いいたします。

また、質疑に際しては、決算書のページ及び科目を明確に示して質疑されますようお願いいたします。

まず、歳入について総括質疑に入ります。

**13番（塩野入君）** まず13ページであります。款1町税、項1町民税、目1個人、節1の現年課税分、収入未済額の件数と人数と最高額ですね。それから不納欠損も同じくお願いします。節2の滞納繰越分、これは収入未済額の件数、人数、最高額、最長どのくらいか。不納欠損は件数と人数と最高額ですね。お願いしたいと思います。

それから、目2の法人、節1現年課税分、これも収入未済額について今の三つ。節2の滞納繰越分については、さらに最長年月。それから不納欠損もお願いします。

項2の固定資産税、目1固定資産税、節1現年課税分ですね。収入未済額、それぞれ件数、人数、最高額、不納欠損もお願いします。節2の滞納繰越分、これも収入未済額、件数、人数、最高額、それからこれは最長年月。不納欠損は件数、人数、最高額。

それから、項3の軽自動車税、目1の軽自動車税種別割のほうですね。節1の現年課税分の収入未済額、これも三つ。滞納繰越分は、未済額のほうは最長年月も併せてお願いします。不納欠損は、今の三つであります。

それから16ページ、款10、項1、目1、節1の地方交付税であります。これは対前年比31.2%、3億5,700万円の大幅増の主な原因は、基準財政需要額に地域財政デジタル社会推進費の追加と、それから補正による交付税総額の増加ということですが、それぞ

れの算出内容をお聞きします。それから、特別交付税が前年より上回ってちょっと増えていますが、その原因は何でしょうか。お聞きいたしたいと思います。

それから16ページです。款12分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金、節3の保育負担金の滞納繰越分、収入未済額、人数と最高額と最長年月ですね。それから節4の時間外保育負担金滞納繰越分、収入未済額、人数、最高額、最長年月ですね。不納欠損の人数と最高額。

それから17ページ、使用料及び手数料の項1使用料、目3土木使用料の節2の住宅使用料、収入未済額の数と最高額ですね。それから、節3の町営住宅使用料の滞納繰越分、収入未済額の数、最高額、最長年月をお願いしたいと思います。

それから18ページ、総務使用料、節1の有線放送電話使用料の滞納繰越分ですね、これも収入未済額の数と最高額と最長年月をお願いしたいと思います。

それから19ページですね。国庫支出金であります、コロナに関する収入では10分の10が基本でありますけれども、3年度も様々な事業が進められてきたと思いますが、全体のコロナに関する収入はどのくらいの収入額なのかをお聞きいたします。

それから29ページです。款20諸収入、項3、目1貸付金元利収入の節2で同和地区住宅新築資金等貸付金元利収入の収入未済額、人数と最高額と最長年月ですね。これをお聞きします。

そして32ページ。款21、項1町債、目9臨時財政対策債であります。これは交付税で見えてくれる有利な起債であります、枠全額を使い切ったのかどうか、その辺。それから起債残額ですね。それとこの臨財債は、どんなようにこれから交付税の措置をされるか、その辺をお聞きしたいと思います。以上。

**収納対策推進幹（鳴海さん）** 町税のご質問として、税目ごと収入未済額、不納欠損額及び件数、人数、最高滞納額、最も古い年度につきまして、現年度課税分、滞納繰越分でそれぞれお答えいたします。

決算書13ページ、款1町税、項1町民税のうち目1個人でございます。現年度課税分の収入未済額は293万6,137円で、滞納者213件、81人、最高滞納額は15万7,671円でございます。

不納欠損額は4万1,177円、4件、1人、最高額は4万1,177円でございます。

滞納繰越分の収入未済額2,308万9,725円、滞納者1,566件、204人で、最高滞納額は217万3,072円、最も古いものは平成2年度のものでございます。

不納欠損額155万6,420円、130件、10人、最高額は93万6,349円、最も古いものは平成11年度のものでございます。

続いて、目2法人でございます。現年度課税分の収入未済額は23万円で、滞納者3件、

2社、最高滞納額は13万円でございます。

滞納繰越分の収入未済額は120万3,600円、19件、3社で、最高滞納額は85万2,300円、最も古いものは平成17年度のものでございます。

不納欠損額は87万6,600円、19件、2社で、最高額は66万円、最も古いものは平成11年度のものでございます。

続いて、項2固定資産税、目1固定資産税でございます。現年度課税分の収入未済額は834万2,140円、滞納者471件、134人、最高滞納額は56万1,100円でございます。

不納欠損額は528万6,919円、53件、14人、最高額は469万6,800円でございます。

滞納繰越分の収入未済額は1億1,500万9,461円、滞納者3,389件、143人、最高滞納額は4,825万7,048円で、最も古いものは平成2年度のものでございます。

不納欠損額は2,080万6,352円、273件で15人、最高額は1,336万8,885円、最も古いものは平成11年度のものでございます。

続いて、項3軽自動車税、目1軽自動車税種別割でございます。現年度課税分収入未済額は43万4,400円、滞納者46件、37人、最高滞納額は2万8,300円でございます。

滞納繰越分の収入未済額は164万9,570円、滞納者311件、55人、最高滞納額は40万6,400円で、最も古い年度のものが平成7年度のものでございます。

不納欠損額28万7千円、47件、6人、最高額は9万6,600円、最も古いものは平成11年度のものでございます。

**財政係長（宮嶋君）** 決算書16ページ、款10項1目1地方交付税についてお答えいたします。

ご質問いただきました地方交付税の増額の主な要因といたしましては、2点ございます。まず一つ目の基準財政需要額の算定項目、地域デジタル社会推進費については、地方公共団体が地域社会のデジタル化を推進するために必要とされる取組に要する経費を算定する新たな項目として創設され、2,801万3千円が新たに算入されました。

二つ目の補正による交付税総額の増額につきましては、令和3年度普通交付税の当初交付決定額は12億3,539万円、前年度比約2億円の増額であったことに加え、令和3年12月の国の補正予算により地方交付税の総額が増額したことを受け、普通交付税の再算定が行われ、当町は当初交付決定額から約1億5千万円増の変更決定がされました。そうしたことで、令和3年度の普通交付税交付額は15億337万5千円、前年度比3億5,192万3千円、34.0%の増となりました。

続きまして、特別交付税のご質問についてお答えいたします。

特別交付税は、普通交付税で補足されない災害などの特別の財政需要に対し、地方交付税総

額のうち6%に相当する額が交付されます。令和3年度は562万円増の状況でございましたが、その主な要因としましては、定住自立圏での取組及び地方創生推進交付金を活用した事業の町負担分が増額となったことに伴うものであります。

**子ども支援室長（細田さん）** 決算書16ページ、款12分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金、節3保育負担金滞納繰越分について、収入未済額は579万5,690円で、人数は31人、納付義務者1人の最高額は92万8,450円、最も古いものは平成11年度分のものでございます。

同じく目1民生費負担金、節4時間外保育負担金滞納繰越分は、収入未済額は52万2,966円で人数は23人、納付義務者1人の最高額は15万5,500円、最も古いものは平成15年度分です。

不納欠損額は1万4千円でお一人の方、最高額は1万4千円でございます。

**建設課長（関君）** 17ページの使用料及び手数料、3の土木使用料の住宅使用料の関係のご質問をいただきました。収入未済額の額が9万2,400円となっております。これにつきましては、お一人分となっております。ですので、最高額は9万2,400円となっております。

続きまして、滞納繰越分の内容でございますが、収入未済額が383万8,900円、人数につきましては、3人となっております。最高額は316万7,600円、最も古いものは平成12年からのものとなっております。

**まち創生推進室長（清水君）** 18ページ、款13項1目7総務使用料から有線放送電話使用料滞納繰越分についての質問にお答えいたします。

収入未済額56万9,400円、人数が14人、中で最高額のものが10万7,200円、最古のものが平成20年度分でございます。

**企画政策課長（伊達君）** 決算書29ページ、款20項3目1貸付金元利収入、節2同和地区住宅新築資金等貸付金元利収入の収入未済額2,560万4,627円につきまして、人数は6人、お一人での最高額1,026万2,412円、最も古いものは昭和55年からの滞納ということでございます。

**財政係長（宮嶋君）** 決算書19ページにお戻りください。決算書19ページ、款14項1目1国庫支出金、新型コロナウイルスに関連した歳入についてのご質問にお答えいたします。

令和3年度は昨年度に引き続き、新型コロナウイルスの対策に係る各種事業を実施してまいりました。主な事業に係る歳入につきましては、新型コロナウイルス予防接種に係る補助金1億7,565万2千円、子育て世帯等臨時特別給付金の支給に係る事業補助金1億9,673万1千円、住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給に係る事業補助金に1億1,163万1千円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は9,968万2千円で、合計5億9,764万6千円でございます。

続きまして、決算書32ページ、款21項1目9臨時財政対策債についてお答えいたします。

普通交付税の振替措置として発行される臨時財政対策債につきましては、令和3年12月の普通交付税の変更交付決定があった際に、新たな算定項目に通常においては今後の普通交付税で算定される臨時財政対策債の償還分につきまして、令和3年度の臨時財政対策債は前倒しで交付されたことから、令和3年度一般会計補正予算（第10号）において、臨時財政対策債発行可能額4億778万6千円から、算定額の1億1,173万3千円を減額する補正予算を計上し、2億9,605万3千円で認定いただき、借入れを行ったところでございます。

令和3年度末の臨時財政対策債の残高につきましては、令和3年度末で37億7,633万7千円でございます。

なお、元利償還金相当額につきましては、全額を今年度地方交付税の基準財政需要額に算入され、普通交付税が決定されることとなります。

**13番（塩野入君）** 税の関係ですが、このうち滞納整理機構により回収された部分の件数と金額ですね、これをお聞きしたいと思います。

それから、一番の不納欠損額を処理した主な欠損事由ですね、それもお聞きします。

それから、町長の招集挨拶で、法人分が前年比16.6%、4,700万円の増は、コロナ禍の中で事業所のたゆまぬ努力だと、こういうように挨拶で言われました。その増加の分析は、どう増加を分析していますでしょうか。その辺をお聞きします。

そして、固定資産税マイナス5.1%、6,700万円の減額は、これは評価替えとコロナ特例による減免の影響が主な原因と、こういうことでありますが、それぞれの減額の率と金額についてお聞きしたいと思います。

続いて、地方交付税であります。当初予算に比べてこれは補正額が6億6千万円余り、44%以上の大きな増加があるわけですが、これはさっきの地域デジタル社会推進費とそれから交付税総額の増額が原因と、それだけでいいのでしょうか。そのほかに原因はないでしょうか。その辺をお聞きします。

それと、基準財政収入額と基準財政需要額から、財政力指数が単年度で0.627、3年平均で0.682と、令和になって全部減少しているわけですね。減少が続いているんですが、その減少についてはどう分析しているか、その辺をお聞きします。

それから、16ページの民生費の関係につきましては、これは不納欠損の欠損事由ですね。

それから、17ページの住宅につきましても、収入未済額回収に向けてどんな対策をしているか、その辺をお聞きします。

それから有線放送電話使用料、18ページですが、3年度の回収状況はどんな感じでしょうか。お聞きいたします。

それから、国庫支出金につきましては、3年度は多くのコロナ対策事業が実施されましたけ

れども、それに対する事業効果ですね、それをどのように分析といいますか、評価していますか  
かどうか、それをお聞きいたします。

それから同和地区住宅新築資金、これも3年度の収入状況、それから回収の見込みはどうで  
しょうか。その2点をお聞きいたします。

それから臨時財政対策債、32ページ、これは交付税特会の逼迫によって応急的な臨時財政  
対策債をいつまでも続けていられないという中で、この交付税特会のほうの拡大を進めている  
ようではありますが、それに伴い起債を減らしていくということになるわけではありますが、その  
辺の方向というか動き、状況についてお聞きいたします。以上です。

**収納対策推進幹（鳴海さん）** 再質問にお答えいたします。

一つ目の滞納整理機構により回収された件数と金額でございますが、令和3年度は滞納整理  
機構に移管しました件数11件で、移管金額は854万5千円であります。このうち徴収とな  
りました金額は338万7千円で、2件が完納という状況でございます。

次に、不納欠損した主な欠損事由につきましてというご質問でございますが、令和3年度で  
実施いたしました不納欠損の中で、人数、件数が多かった主な事由でございます。法人の倒産  
によるもの、相続人放棄等により相続人の不存在によるもの、不動産の競売、破産により配当  
がなかったものなどがございます。

次に、法人町民税の増加をどう分析しているかというご質問でございますが、法人町民税の  
うち、町の主要業種であります製造業につきまして、コロナ禍での景気低迷などの状況から事  
業の業績が好調であったことや、各種製造業の主力の製品の需要が持ち直してきたこと、また、  
海外で製造していたものを国内での生産に切り替えるなど、コロナの対策を講じる中、大企業  
を中心に景気の回復が見込まれるものと捉えております。

次に、固定資産税の減少分の主な原因である評価替えと新型コロナウイルス感染症の緊急経  
済対策の軽減について、それぞれの減額と率の金額についてお答えいたします。

固定資産税につきましては、償却資産が増額となりましたものの、減額分がそれを上回った  
ために、全体で6,700万円の減額となりました。それぞれの減額でございますが、評価替  
えによる減少分が約2,630万円、緊急経済対策による減少分が約8,960万円ござい  
ます。

また、これらの評価替えや緊急経済対策が行われなかった場合の固定資産税全体に占める割  
合といたしまして、その減額の割合は、評価替えの減少分が約1.9%、緊急経済対策の減少  
分が約6.6%でございます。

**財政係長（宮嶋君）** 再質問についてお答えします。

普通交付税が増額となった要因につきましては、先ほどご説明した地域デジタル化の推進に  
係る新たな項目の追加と、国の補正予算を伴う普通交付税の再算定による追加交付が主な要因

でございます。

二つ目の財政力指数につきましては、令和3年度の財政力指数、単年度で0.627、3年平均で0.682という状況となっております。財政力指数は、基準財政収入額から基準財政需要額を割った数値となります。当町の財政力指数は、前年度に対し3年平均で0.03ポイント減少しておりますが、その要因としましては、先ほどご説明した普通交付税が国の補正予算により追加交付となり、分母となる基準財政需要額が増額になったことに伴うものであり、当町だけではなく、県内の市町村につきましても同じ傾向となっております。

続きまして、コロナ対策事業の再質問についてお答えいたします。

3年度につきましては、大きく分け三つの事業を実施いたしました。まず一つ目は、新型コロナウイルス感染拡大を防止するためのコロナワクチン接種を文化センター体育館での集団接種や各医療機関での個別接種等を実施したこと。二つ目に、子育て世帯や住民税非課税世帯等の対象世帯に給付金を支給したこと。三つ目に、新型コロナウイルス緊急対策事業として地方創生臨時交付金を活用して、「さかきのお店応援券事業」や、ねずこん10周年スタンプラリー事業など、コロナ禍の影響を受けた事業所や町民の皆さんに支援をすることで、感染症拡大を防止する中で各家庭の生活支援や地域経済の活性化等に寄与することができたのではないかと考えております。

臨時財政対策債の再質問についてお答えいたします。

令和4年8月31日に総務省で発表された令和5年度地方交付税の概算要求によりますと、地方交付税総額は前年度対比プラス0.1兆円の18.2兆円、臨時財政対策債は今年度と同様に発行を抑制し、前年度比マイナス0.5兆円の1.3兆円で総務省は概算要求をされているところでございます。

**子ども支援室長（細田さん）** 時間外保育負担金滞納繰越分の不納欠損の欠損事由についてお答えいたします。

生活保護受給者で生活困窮者であることから、不納欠損といたしたものでございます。

**建設課長（関君）** 住宅使用料の収入未済回収に向けてどんな対策を取られているかというご質問をいただきました。収入未済回収の対策としまして、基本的には現年度分を重点的に行っております。支払いのない場合は、督促または催告、臨戸訪問により支払いを促しているという状況でございます。

なお、保証会社等に加入している場合につきましては、保証会社と相談をしているということですが、過年度分につきましては、誓約をいただいた月々の納入が滞ることのないように度々連絡を行い解消に努めているところでございます。

また、個々の事案に合わせまして、県や弁護士などの専門家とも法令等に基づく手法についても相談していきたいというように考えております。

**まち創生推進室長（清水君）** 有線放送電話使用料滞納繰越分についての再質問にお答えいたします。

令和3年度の回収状況はということでございますが、訪問等折衝を重ねる中で、4名の方から19万2,750円収入いたしまして、この4名の方については全て完納となっております。

**企画政策課長（伊達君）** 同和地区住宅新築資金等貸付金元利収入についての再質問でございます。

1点目といたしまして、令和3年度の収入状況でございますけれども、収入額39万5千円、納入者数は3名でございます。令和2年度が2名でしたが、令和3年度は交渉により、年度途中から新たに1名の方に納付をいただいているという状況でございます。

二つ目のご質問、回収の見込みということでございますけれども、滞納者の方、またその保証人の方、いずれも高齢の方が多くなってございます。そういった部分では難しい面もございますけれども、基本的には直接お話をし粘り強く納入のお願いをしております。場合によってはそのご家族にもお話をし徴収に努めているところで、先ほど申しましたけれども、令和3年度の途中から納入を始めていただいた方は、そうした取組によるものでございます。

また、現状、納付を続けていただいている方については、納付が途切れないようお願いするとともに、できれば増額をしていただくといったお願いもしているところでございます。

**議長（小宮山君）** ほかにございませんか。

**2番（大森君）** 3点お伺いいたします。歳入か。ごめんなさい。

（進行の声あり）

**議長（小宮山君）** では、これにて歳入の総括質疑を終結いたします。

次に、歳出について総括質疑に入ります。

**6番（大日向君）** 1点お願いいたします。ページは40ページです。款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費のところでお聞きいたします。

ページで決算書の149ページ、財産に関する調書のところで、公共用財産の公営住宅がマイナス1,224.03平米となり、普通財産に1,196.65平米となって、またその差分で27.38平米となっている、この説明をお願いします。

また、普通財産に振り替えられた場合、土地の活用はどのようになるのでしょうか。お聞きいたします。

**まち創生推進室長（清水君）** ご質問にお答えいたします。

ページ149ページの財産に関する調書についてのご質問でございます。公営住宅から普通財産に変更となったところと、マイナスについてということですが、ちょっとご質問いただいた答弁、ちょっと逆になりますけれども、本件、旭ヶ丘ハイツ用地の一部について、駐

車場として使用したい旨、町内企業さんからお申出をいただきまして、旭ヶ丘ハイツとして必要な部分を残しまして土地を分筆いたしまして、その一部を普通財産に変更した上で有料で貸付けを行ったものでございます。この普通財産に変更した分が1, 196. 65平米となっております。マイナスの27. 38平米につきましては、分筆を行う際に、実測、現地の測量を行ったんですけれども、これに際しまして登記面積と実測の面積に差分が生じまして、その誤差というものでございます。

**議長（小宮山君）** ほかにございませんか。

**7番（玉川君）** 93ページ、款6項1目3の需給調整推進対策事業、節18の負担金補助及び交付金の転作推進補助金についてです。転作の品目と比率について教えてください。

もう一つ、113ページ、款8項4目3節18住宅リフォーム補助金のことですが、補助の対象になった工事の内容についてお尋ねします。

**商工農林課長（竹内君）** 93ページ、需給調整推進対策事業の転作推進補助金についてお答えいたします。この補助金は、農業者や農業者団体が需要に応じた米の需給調整を実施していただいた際に、転作に協力をいただいた面積に応じて町独自の補助金を交付しているものでございます。

令和3年度の転作の実績につきましては、転作面積合計で56. 5ヘクタールのうち、飼料用米が17. 8ヘクタールで全体の31. 5%、次に野菜が15. 3ヘクタールで27. 1%、麦が9. 5ヘクタールで16. 8%、大豆が6. 6ヘクタールで11. 7%、加工用米が5. 5ヘクタールで9. 7%などとなっております、町内303名の方が転作にご協力をいただいております。

**建設課長（関君）** 113ページの住宅リフォーム補助事業の内容ということでご質問いただきました。補助件数は26件となっております。工事内容としましては、トイレの改修が15件、浴室の改修が4件、内装の改修として4件、外装、外壁になりますけれども改修、それから屋根の改修、キッチンが各1件となっております、合計で26件となっております。

**7番（玉川君）** 再質ですが、今の住宅リフォームについてですが、この工事による経済効果について、町はどのようにお考えでしょうか。

**建設課長（関君）** 住宅リフォーム補助につきましては、趣旨としましては、町民の住環境の向上に資することを目的とさせていただいております。

一方で、施工業者を町内事業所としておりまして、町が事業に対する補助を行うことで、町内の事業所への支援にもつながると考えておりまして、一つの経済効果の指標ということになりますけれども、事業費の総額は2, 116万9千円となっております。

**議長（小宮山君）** ほかにございませんか。

**10番（滝沢君）** 4点お聞きいたします。まず40ページ、款2項1目5財産管理費中、節

12 委託料、公共施設等管理計画策定業務 374 万円についてですが、改定の内容を伺います。

次に、92 ページ、款 6 項 1 目 3 農業振興費中、農業振興一般経費、節 18 負担金補助及び交付金について、中山間地域直接支払事業 304 万 4,725 円ですが、内容を含め、この集落の構成員、それからいつからこの事業が進められているかということで伺います。

同じく下段に、ワインぶどう産地化補助金 10 万 3 千円がありますが、苗木のブドウの種類、それから本数を伺います。

次に、95 ページ、同じく農業振興費中、さかきワイン文化推進事業、ワイン文化推進補助金 77 万円についてですが、これはオンラインワインセミナーということですが、この内容です。町内産のワインは使われたのか。また、町内、町外の参加人数を含め伺いたいと思います。以上です。

**まち創生推進室長（清水君）** 初めに 40 ページ、款 2 項 1 目 5 財産管理費中の公共施設等管理計画策定業務、こちらの委託料についてのご質問にお答えいたします。

こちらは、坂城町公共施設等総合管理計画の改定を行ったものでございますが、大幅な方針等を見直す改定ではございませんで、主に令和 2 年度に策定をいたしました公共施設個別施設計画の内容を、その上位計画であるところの公共施設等総合管理計画に反映させて、数値等の最新化を図ったものでございます。

続きまして、ページが飛びまして 95 ページになります。ワイン文化推進事業ですけれども、95 ページ款 6 項 1 目 3 農業振興費からワイン文化推進事業、こちらの補助金についてのご質問でございます。オンラインワインセミナーの内容、ワインの種類とかですね、あとは参加者の内訳というご質問でございますが、令和 3 年度中は 2 回セミナーを開催いたしまして、こちらの内容でいきますと、それぞれ白ワイン、赤ワインの基礎ということで実施いたしまして、坂城町産、それから県内産と外国産のワインを小分けのボトルでご自宅にお送りして、オンラインでワインセミナーを、実際に味わっていただく、飲み比べていただくといった内容でございます。

参加者は、2 回で延べ 150 人でございまして、内訳ですけれども、町内の方が 46 人、町外が 104 人になるんですけれども、町外の内訳がさらに県内からが 63 人、県外からは 41 人となっております。

**商工農林課長（竹内君）** 92 ページ、農業振興一般経費、節 18 の中山間地域直接支払事業でありますけれども、この事業は農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を維持・継続していくために、国・県・町が支援を行う制度でございます。

対象農地は農業振興地域内の農用地区域内にある一団の農地で、傾斜基準を超える田畑が対象となり、当町では平成 13 年度から取り組んでおります。昨年度は入横尾集落で 8.8 ヘクタール、上平・島集落で 5.4 ヘクタール、小野沢集落で 2 ヘクタールの計 3 集落、

16. 2ヘクタールでの耕作放棄地の発生防止活動や、水路・農道等の管理活動を支援いたしました。

構成員につきましては、対象農地で営農する農業者で構成されておりまして、入横尾集落35名、島集落19名、小野沢集落9名ということで、3集落の合計は63名となっております。

続きまして、同じく92ページ、農業振興一般経費、節18のワインぶどう産地化補助金でございますけれども、この補助金はワインブドウの産地化を目的として、苗木及びブドウ棚資材の購入に要した経費に対して補助金を交付しているものでございます。補助対象者は認定農業者、認定新規就農者、人・農地プラン担い手としておりまして、令和3年度につきましては、南日名農地再生クラブに対しまして、苗木代として赤系のメルロー70本、ツヴァイゲルト20本、白系のシャルドネ50本の購入に対して補助を行っております。

**10番（滝沢君）** 公共施設の管理計画の策定業務の内容は承知をいたしました。

3点について再質ですが、中山間地域直接支払事業は平成13年から実施されているということで、長きにわたっているんですが、長きにわたっているこれまでの事業の実績と成果について伺いをいたします。

それから、同じくワインぶどう産地化補助金ですが、これまで数々圃場のほうも進められていると思うんですが、これまでのワイン圃場において、種類と圃場の総面積をちょっと伺いたいと思います。

それから、95ページの同じく農業振興のワイン文化推進補助金ですね。オンラインワインセミナーの件ですが、昨年度から始められて、今年度も開催を予定されているんですが、これまで開催しての効果、それから評価といいますか、県外の方が結構いらっしゃるんで、やはりこれはオンラインの強みかなとは思いますが、そこら辺の評価はどのように捉えているでしょうか。お聞きいたします。

**商工農林課長（竹内君）** 再質問にお答えをいたします。

まず、中山間地域直接支払事業の成果ということでございますけれども、農業の生産条件不利地におきましても生産活動が継続されていること、また対象農地においても耕作放棄地の発生を抑えられているということが成果であると考えているところでございます。

次に、町内のワインブドウ圃場の状況でございますけれども、昨年10月1日現在の状況でございますが、町内における総作付面積は4.19ヘクタールとなっております。作付品種はカベルネ・ソーヴィニヨン、メルロー、カベルネ・フランなど、全11種類となっている状況でございます。

**まち創生推進室長（清水君）** オンラインのワインセミナーの効果、評価というご質問でございます。

先ほど、参加者の内訳を申し上げましたけれども、滝沢議員おっしゃるように、県外からの参加者も非常に多くご参加いただいております、町内の方にはワイン文化に親しんでいただくワイン文化の浸透という効果と、同時に県内、県外の方に広く、オンラインですので日本全国の方に坂城産のワイン、ワインブドウの産地としての坂城町を広くPRする二重の効果があったのかなというふうには考えておりますし、ご参加いただいた方ですね、セミナー後にアンケートも取っているんですけども、ほとんどの方は好評、楽しかったと、勉強になったというふうにご評価をいただいておりますので、今後継続していきたいというふうに考えております。

**議長（小宮山君）** ほかにございませんか。

**11番（吉川さん）** まず、101ページの款7商工費、項1商工費、目2商工振興費、中心市街地活性化事業がございます。実績報告書では75ページのところに出ているわけですが、ここに皆様もご存じのとおり、けやき横丁の管理を行ったということであるんですけども、このけやき横丁は、新規商業者の支援、また育成施設として造られたところなわけですが、このここ二、三年の利用状況についてお伺いします。

そして114ページ、款8土木費、項5都市計画費、目4公園管理費、ここに1,349万8千円ということで、公園管理が指定管理制度によって、びんぐしの里公園と和平の公園、この管理と、それからシルバーさんへの委託をされているということでございますが、この内訳についてはどの程度になっているか。お願いいたします。

**商工農林課長（竹内君）** けやき横丁の利用状況ということでございますけれども、平成30年及び令和元年につきましては、テナント5室のうち4室利用をしております。令和2年、令和3年が3室の利用で、空きが2室というような状況になっておりまして、今年度なんですけれども、1室新たな利用がございまして、現在4室利用の1室が空き室というような状況になっております。

**建設課長（関君）** 114ページの公園管理一般経費の中の委託料、公園管理業務の金額の内訳ということでご質問いただきました。1,349万8千円になるんですが、びんぐし公園、また和平公園の施設の貸出しも含めた振興公社への委託ということで、1,245万2千円となっております。

そのほか、各公園の草刈り等ということでシルバー人材センターに委託をしておりますが、104万5,932円となっております。

**11番（吉川さん）** ただいまけやき横丁の状況を伺いました。令和2年から二つの部屋が空いていたということで、ようやく今年度ですか、一つ埋まって一つが空きになったという状況を聞きました。この場所は本当に町民からも一番いい場所にあるということで、この利用にあたってはしっかりと規約をつくっていただいて、新規の方がそこでやって、その後しっか

り出店していくというような施設だと思いますが、ここの広報について「広報さかき」にも載ってまいります。2年からの取組はどのようにされてきたのでしょうかということと、一つ空き室が今現にずっと空いているわけですが、この店舗については、どのように今後お考えでしょうか。その点お願いします。

それと公園管理費の点ですけれども、今もお聞きしますと、シルバーさんをお願いしているところは残った公園、多分7か所くらいあると思います。本当に今年なんかは特に雨が多くて、私も多くの方から坂城の公園の維持管理についての声をたくさんいただきました。そういう意味で、今100万円という予算でございましたが、本当に街路樹の管理もシルバーの方がやっていたら、今後の体制としては、この体制のままいって、きちんとした公園を維持できるのかというのがとても今心配であります。

そんな点で、振興公社に委託しますと本当にまめに見ていただきますが、町では、これはお聞きしますと、建設課で回って、それで伸びてきたらお願いをしているという状況のようですが、その辺もう少し維持管理に力を入れていただけないか。町の環境整備は今後とても大事だと思いますが、その点について答弁を求めたいと思います。

**商工農林課長（竹内君）** 再質問にお答えをいたします。

まず、けやき横丁の広報の関係でございますけれども、これまでも「広報さかき」等でご案内してきたケースもございます。ただ、どちらかということ、町に対して、また町商工会において創業のご相談をいただいた際にご案内をしているというケースが多くございます。今後も広く、今現在1室空いてございますので、また広報のほうをしてまいりたいというふうにご案内しております。

今後の活用ということでございますけれども、引き続き新規利用者ということで募集をしてまいります。現在、イベント等による一時利用ですとか、あと定期的に店舗を入れ替えるようなチャレンジショップの活用といったような話も出てきているところでございますので、町商工会とも連携して創業支援、またにぎわいの創出に向けて活用が図れるよう検討してまいりたいというふうにご案内しております。

**建設課長（関君）** 公園管理の維持管理ということで再質問をいただきました。

今年は特に雨が多くて、街路樹等の剪定だけではなくて、植樹ますの中の低木の部分の草刈り等、非常に苦慮している状況でございます。シルバー人材センターに依頼しても、ほかのところでも依頼が非常に多いということで、手が間に合わないということをお聞きしております。

私どもも、職員によって直接草刈りだとかに行っているという状況ではあるんですが、それでも間に合っていないかなというふうにご案内しております。シルバー人材センターさんの会員さんの高齢化、そういったことも影響しますし、人数的な確保ということもあ

ります。

公園管理については、当面回数ですとか、時期ですとか、そういったことは捉えて解消していきたいと思いますが、将来的な管理方法、こういったものは検討していかなければいけないというようにも考えております。以上です。

**議長（小宮山君）** ほかにございませんか。

**2番（大森君）** 3点お伺いいたします。ページ69ページの款3項2目3保育園一般経費でございます。これについて、3園運営されていますが、ここでのクラス持ちの正規の先生と、それから非常勤の先生とございますか、会計年度任用職員のそれぞれの人数がどうなっているのかということと、あと一時預かりだとか、朝の早い時間に数時間だけお願いするようなそんな先生方を含めて何人でしょうか。

それから、次に、ページ75ページの款3項2目8児童館運営費、それからページ76ページの放課後児童健全育成事業、これは両方同時に運営しているというか、そういう事業だと思うんですが、これの児童館登録の子どもについても、南条で44人、坂城で53人、村上が37人という状態ですが、まず職員、児童館の先生方のそれぞれの人数と、それからこの年も恐らくコロナの関係でクラス閉鎖になったかと思うんですが、そのときの対応はどうであったかということをお尋ねいたします。

あと1点ですが、ページ123ページ、款10項1目2学力向上事業、いろんな学力向上ということでやっているんですが、今回お聞きするのは、小学校4年生から中学3年生までの体力調査を行ったということで、その分析結果に応じて授業の改善を行い、体力向上を図ったというふうに報告があります。この辺は恐らく走る、投げる、跳ぶというような基本的なものの調査かと思うんですが、その内容と、一般的などございますか、全国の子どもさんの同年代の平均値として、その比較ではどうだったかということについてお尋ねいたします。

**子ども支援室長（細田さん）** 決算書69ページ、保育園一般経費における会計年度任用職員の人数についてお答えいたします。決算書の数字に合わせまして、そちらの人数でお答えさせていただきます。

まず、会計年度任用職員のクラスをお持ちのフルタイムの方の分ですけれども、こちらは02の節2の給料の一般職非常勤職員給料2、406万3,800円、こちらになります。人数ですけれども、11人分でございます。

長時間とか加配とか、そういったパートの方の分ですけれども、節1の報酬、一般職非常勤職員報酬5,802万3,939円、こちらのほうの支出になります。こちらのほうは雇用期間とか勤務時間とか長短はございますけれども、69人分でございます。

続きまして、75ページ、児童館運営費及び放課後児童健全育成事業における児童館の職員数でございますけれども、こちらはそれぞれ01の報酬のほうに計上してございます。合わせ

まして、館長3人分、支援員3人分、補助員13人分でございます。

あと、クラス閉鎖のときの対応ですけれども、小学校のほうでクラス閉鎖になったときに、児童館においては各クラス合同で館のほうで活動しておりますので、坂城児童館において4日間の閉鎖をしたところでございます。

**教育文化課長（長崎さん）** 決算書123ページ、学力向上事業の体力テストの結果につきましてですが、体力テストは文部科学省の国民の体力、運動能力の現状を明らかにするとともに、体育、スポーツの指導とその基礎資料を得ることを目的に実施されているもので、当町の小学校4年生から中学校3年生を対象に実施いたしました。

体力テストは、20メートルシャトルラン、50メートル走など8種類ありまして、当町と全国の比較では、小中学校の男女ともに握力、筋力は優れておりましたが、上体起こし、筋持久力や反復横跳び、敏捷性などが下回っている状況でございました。

**2番（大森君）** ありがとうございます。まず、保育園の先生方の関係ですが、これはクラスについて正規とフルタイムの先生の数についてもお願いしたと思うんですが、その点についてお尋ねしたいと思います。3年度の4月1日から勤務された先生、新たに採用された保育士、正規の先生は何人ですかということも併せてご答弁願いたいと思います。

それから、児童館で坂城児童館のほうで4日間閉鎖されたということですが、この4日間で、当然保護者の方はお勤めになられているという方が結構いらっしゃると思うんですが、この方々の対応はどうでしたか。もし調査なり、何か保護者からの要望なりがあれば教えていただきたいと思います。

それから、学力向上の関係で体力測定ということですが、上体起こしとか反復等がちょっと若干弱かったということなんですが、これを改善したというふうに、こういうのをちょっと力を入れて指導するというようなことを始めたということによろしいでしょうか。もう一度その3点をお願いいたします。

**子ども支援室長（細田さん）** 初めに、保育園のフルタイムの方、クラス数と合わせた人数でございます。保育園全体でクラスのほうは32クラスでございます。正規職員が18人、フルタイムの職員が11人でございます。合計に若干不足ありますけれども、途中から産休とかに入られた方がいらっしゃいまして、そちらの分は代替の職員とかで対応しております。

あと、先に児童館が閉鎖したときの対応ですけれども、ご家庭には丁寧になんて説明しまして、家庭のほうからちょっと困っちゃったとか、そういったことはなく、全てのご家庭にご協力いただいたところでございます。

あと、令和3年度新規の職員については、すみません、今資料のほうを持ち合わせてございません。申し訳ありません。よろしく願いいたします。

**教育文化課長（長崎さん）** 体力テストの結果を受けて、各学校におきまして、子どもたちが将

来にわたって健康な心と体でいられるよう、運動習慣の少ない子どもが増えつつあるため、運動への働きかけや、運動が楽しいと感じられるような、子どもが興味を持って取り組める工夫をしながら課題の改善を図っているところでございます。

**議長（小宮山君）** ほかにございませんか。

**13番（塩野入君）** 41ページであります。温泉管理事業、工事請負費であります。リニューアル工事しました。その内容ですね、どこをどう直したかというあたり、主なところをお願いしたいと思うわけであります。それと、これは予備費が910万円充当されているんですが、予備費をここで入れている緊急性とその内容ですね、それについてお聞きしたいと思います。

続いて、95ページ、有害鳥獣対策事業の中の報酬の鳥獣被害対策実施隊ですね。これは一般質問でもちょっと答弁がありましたけれども、どんなメンバーでどんな人数、組織の状況ですね。それと活動内容、どういう活動内容をして、その実績ですね、それについてお聞きしたいと思います。以上。

**企画調整係長（宮下君）** ただいまご質問いただきました決算書41ページでございますけれども、款2項1目6企画費の温泉管理事業、温泉施設維持補修工事の内容でございますが、こちらにつきまして令和3年度に行った主なものとしますと、源泉井戸の工事、源泉の水中ポンプの交換工事、また中継ポンプの更新工事、浄化槽の改修工事などがございます。

また、予備費から充当を行っているこちらの緊急性の経過ということでございますけれども、こちらにつきましては、まず昨年7月に部品の損傷が判明しました源泉井戸の水中のポンプでございますが、こちらが壊れそうだということで、その前に9月議会定例会に補正予算（第4号）の要求をしたところでございましたが、その会期中に当該ポンプが故障で停止をしてしまったということでございます。このままですと、長期の休館に入ることになってしまいました。町民の皆さんにご迷惑をおかけしてしまうという中で、その影響を最小限に抑えて、休館の期間を最短にするためには、既に提出済みの補正予算案の議決をいただく前の着工が必要となるということで、緊急のためにやむを得ず予備費の充当を行ったところでございます。

**商工農林課長（竹内君）** 95ページ、有害鳥獣対策事業の中の鳥獣被害対策実施隊のご質問でございますけれども、こちらの実施隊は、町内において年間を通じておりやわな、銃により有害鳥獣の駆除を行っているものでございます。

構成員につきましては、町猟友会会員20名の中から選出していただいて、猟友会メンバーの中から12名で構成をされております。

令和3年度の実績といたしましては、駆除数を申し上げますけれども、ツキノワグマ1頭、イノシシ20頭、ニホンジカ84頭、ハクビシン1匹、タヌキ2匹、カワウ11羽という状況でございます。

**13番（塩野入君）** 温泉施設のほうですけれども、これは前年に比べて入場者の数とか率をお

聞きしたいと思うんです。多分2年、3年ともに長期休業したり、それからコロナ禍もありますから、下がっている理由ですね。理由というか分析、それをお聞きしたいと思います。

それから、鳥獣被害の対策実施隊ですが、網掛のほうで河川敷のところにある畑なんかにつきまして、これは鹿と思えるような大型獣の爪跡がたくさんあったり、ハクビシンなんかの中型獣の足跡なんかもあって、野菜の被害が大きな被害が起きていたわけでありまして。

これから秋野菜、大根や白菜やキャベツの苗を植えたり、もう少しすると野沢菜の種まきとかいろいろあるわけですが、それがまた大きな被害になってきちゃうという心配があるわけがあります。そういう被害に対する対策ですね。こういう鳥獣隊みたいな形でやっていかないと、なかなか地域の人が大変になってしまいますので、その辺こういう駆除状況、そういうことがどうなのか。

何かお聞きをしたらしいですけれども、中山間地はいいんだけど、こういう平野部になると、おりやわなをかけるのは、いけないわけじゃないけれども難しいというようなご返答をいただいているということでありまして、その辺も併せてお聞きいたします。

**企画調整係長（宮下君）** 今回の温泉管理事業の再質問にお答えいたします。

まず、令和3年度の入館者数、前年度と比べてどうかと、あとまた減少の理由ということでございますけれども、令和3年度の入館者数は17万2,729人となりまして、前年度、令和2年度と比べますと、開館日数などの違いもございまして、単純な比較はできないところでございますけれども、令和2年度と比べると9.1%増加したという状況でございます。こちら令和2年度には緊急事態宣言などもあって、長期の休館もあったというところですよ。

令和3年度におきましては、先ほど申し上げましたポンプの緊急の故障ですとか、そういったところでの休館もありましたけれども、令和3年度のほうで休館日数は少なかったというところがございます。

また、人数が減少しているような影響ということでございますが、令和3年度におきましても、また何度も感染の波というものが訪れて、感染に対する県の特別警報ですとか、まん延防止等重点措置などがございました。そういった中で行動の自粛をされる方などが目立ち、新型コロナウイルスの影響というものが非常に多くあって落ち込んでいるような状況というところがございます。

**商工農林課長（竹内君）** 千曲川河川敷周辺における有害鳥獣対策ということでございますけれども、現在、住宅地周辺ですとか千曲川周辺については、銃による狩猟ができない特定猟具使用禁止区域に指定されている場所が多くございます。

有害鳥獣捕獲等の許可を受けている鳥獣被害対策実施隊ということで行っておりますので、銃やおり、わななどによる駆除を行うことは、その実施隊員によってできることとなっておりますので、状況に応じてできるできないがあらうかと思っております。ですので、町へ被害情報など

を報告いただければ、出没状況や被害状況を確認して、鳥獣被害対策実施隊と協力して対応していきたいと思いますので、ぜひその際には町のほうへご連絡いただきたいというふうに考えております。

**議長（小宮山君）** ほかにございませんか。

**14番（中嶋君）** ちょっと一つだけ聞きたいんですが、71ページの保育園のところですが、保育園の備考欄の関係を見ていたらちょっと気がついたんですが、坂城保育園も村上保育園も防犯カメラの借り賃が書いてあるけれども、南条保育園はないんですが、これはどこを見ればいいですかね。どこか書いてあるかね。以上です。

**子ども支援室長（細田さん）** 坂城保育園、村上保育園については、防犯カメラのほうがリースになっておりますので、決算書に数字が出てきますけれども、南条保育園については建設時に設置されておりますので、リースとはなっておりませんので、費用のほうは出てこないとなっております。

**14番（中嶋君）** わかりました。南条保育園を造るときに、本来保育園というものは真っ平らでなけりゃいけないと。先生たちが子どもたちに何かあったら、あそこで今ひっくりかえっているぞと慌てて飛んでいくとか、そういうのが保育園の理由だそうです。ですから、昔は貞明保育園だったとか南条保育園とかを見ると全部真っ平らなんです。

それがあの当時、あそこを埋め立てて2段になっちゃったんですよ。それで今の上のほうに先生が子どもたちを教える校舎があって、1段落ちたところに校庭があった。とんでもないものを造るって、あの当時ここで私は騒いだんですが、そのときにやっぱり町側の答弁は、テレビカメラをあそこにつけるから、それでいいじゃねえかと。何もなかったから今までよかったんですが、もう一つ聞いておきたい。今のはよくわかりました。今の時代だから、あっちもこっちも防犯カメラというのはつける時代です。だから、坂城保育園、それから村上保育園はつけたと。

今言ったように建設当時につけたという状況ではありますが、ちょっと心配なのは何年たっているかなということと、それからいくつつけてあったのかなと。こういう時代ですからね。もっと言えば、今の村上にも坂城にもなかったんだ、当時は。この時代になってきたからつけたと。だから、もしあれでしたら、南条は何年くらい前に建ったのか。

それと、もう一つは大丈夫かと。今はリースの時代ですよ。あの当時はブラウン管のようなテレビだと私は思っているんですよ。それをつけておいて、ずっとそれでいいのかどうか。その辺のところも確認しておきたい。それで一つなのか二つなのか。今の時代だったら、三つ四つつけなきゃと思いますよ。真っ平らのところがないんだから。1段下なんだから。先生たちは誰も気がつかない、見ていないと。その辺をちょっとお尋ねしておきたいです。以上。

**子ども支援室長（細田さん）** 南条保育園は平成17年建設でございますので、そのときの防犯

カメラということになります。防犯カメラについては、4台設置されておまして、毎年点検のほうはしております。

今後、もし不具合とかが生じた場合、買換えとかが必要になってくれば、またリースとかも含めて検討してまいりたいと思います。

**議長（小宮山君）** ほかにございませんか。

(進行の声あり)

**議長（小宮山君）** では、これにて歳出の総括質疑を終結いたします。

本案につきましては、歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総務管理費中目1.1防犯対策費、目1.2交通安全対策費、目1.3消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款6農林水産業費、款7商工費、款8土木費、款9消防費のうち項1消防費中目4水防費、目5防災費、款10教育費のうち項2小学校費、目1小学校総務費中スマートエネルギー設備導入事業、款12公債費、款14予備費の各事項を総務産業常任委員会に審査を付託いたします。

次に、歳出の款2総務費のうち項1総務管理費中目1.1防犯対策費、目1.2交通安全対策費、目1.3消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費、款3民生費のうち項1社会福祉費中目5人権同和推進費、目6隣保館運営費を除く民生費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9消防費のうち項1消防費中目4水防費、目5防災費を除く消防費、款10教育費のうち項2小学校費、目1小学校総務費中スマートエネルギー設備導入事業を除く教育費、各事項を社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

お諮りいたします。日程第3「議案第34号」から日程第7「議案第38号」までの5議案、各特別会計決算案につきましては、担当課長からの詳細説明は省略いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長（小宮山君）** 異議なしと認めます。よって、担当課長からの詳細説明は省略することに決定いたしました。

---

◎日程第3「議案第34号 令和3年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

**議長（小宮山君）** これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

(進行の声あり)

**議長（小宮山君）** これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

---

◎日程第4「議案第35号 令和3年度坂城町工業地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

**議長（小宮山君）** これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

**議長（小宮山君）** これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、総務産業常任委員会に審査を付託いたします。

---

◎日程第5「議案第36号 令和3年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

**議長（小宮山君）** これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

**議長（小宮山君）** これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、総務産業常任委員会に審査を付託いたします。

---

◎日程第6「議案第37号 令和3年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

**議長（小宮山君）** これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

**議長（小宮山君）** これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

---

◎日程第7「議案第38号 令和3年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

**議長（小宮山君）** これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

**議長（小宮山君）** これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

ただいま各常任委員会に審査を付託いたしました日程第2「議案第33号」から日程第

7「議案第38号」までの6件については、次回の会議において審査結果の報告をお願いいたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日10日から9月19日までの10日間は、委員会審査等のため休会といたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長(小宮山君)** 異議なしと認めます。

よって、明日10日から9月19日までの10日間は、委員会審査等のため休会とすることに決定いたしました。

今回は9月20日午前10時から会議を開き、決算案の委員長報告、討論、条例案、補正予算案等の審議を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 3時03分)